

災害応急対策編（共通）

第6部

医療救助計画

第1章 医療（助産）救護の実施

（中国四国厚生局、日本赤十字社、県医師会、県危機管理局、県福祉保健部、県病院局、県教育委員会）

第1節 目的

この計画は、災害により、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合、県、市町村その他関係機関が医療救護活動を迅速に実施し、人命の安全確保を図ることを目的とする。

また、被災地の住民が、自らの健康の維持に努めるとともに、共助による応急手当等を行うことで、真に救護が必要な者に対する医療救護活動が十分に実施できる体制づくりを目指す。

第2節 医療機関の機能の確保

県は、災害時における医療機関の機能を確保するため、水道、電気、ガス等の関係事業者に対し、医療機関のラインの確保又は早期復旧のための協力を要請する。

第3節 医療救護活動

県内の災害発生時における医療救護活動を、医療関係機関で相互に連携して、次のとおり実施する。

なお、医療救護に準じて助産の救護を行う。

1 県

県は、「鳥取県災害医療活動指針」に基づき、迅速な救護活動を行う。

(1) 保健医療福祉対策本部・保健医療福祉対策支部の設置

県（福祉保健部）は、次に掲げる場合、医療救護活動の必要性について情報収集を行い、必要に応じて本庁に保健医療福祉対策本部、各保健所に保健医療福祉対策支部を設置するものとする。（設置者：県福祉保健部長）

ア 県本部が設置されたとき

イ 県本部は設置されていないが、医療救護活動が必要となるおそれがあるとき

(2) 保健医療福祉対策支部による医療救護班・保健師の派遣

ア 次に掲げる場合、医療救護班と保健師を現場での初期治療及びトリアージ等を行うため、災害現場等に派遣するものとする。

なお、被災市町村からの派遣要請があった時点で保健医療福祉対策本部等が設置されていない場合は、県福祉保健部は速やかに当該組織を設置するものとする。

(ア) 被害状況や患者の収容状況等を勘案の上、派遣が必要と認められるとき

(イ) 被災市町村から要請があったとき

イ 県による医療救護班等の派遣では十分な対応ができないと認められる場合は、関係機関に医療救護班の派遣要請をする。

ウ 県内の医療機関で対応できない規模（医療機関の受入体制、傷病の程度によって適宜判断する。）の傷病者が発生したとき、又は発生する恐れがあるときは、保健医療福祉対策本部に対し、他県等からの応援要請を行うよう求める。

エ 保健医療福祉対策支部で十分な対応ができない場合は、保健医療福祉対策本部へ支援を要請する。

(3) 保健医療福祉対策本部による応援要請

ア 保健医療福祉対策本部は、次に掲げる場合、他県等に対して医療救護班の派遣等についての応援要請を行う。

(ア) 保健医療福祉対策支部から他県等への応援要請を求められたとき

(イ) 他県等への応援要請が必要と自ら判断したとき

イ 保健医療福祉対策本部は、他県等から派遣された医療救護班が所属する保健医療福祉対策支部を決定する。

(4) DMAT県調整本部の設置

保健医療福祉対策本部は、DMATの派遣要請をした場合、統括DMAT登録者（サポート要員を含む）を招集し、保健医療福祉対策本部の下に、統括DMAT登録者を本部長とするDMAT県調整本部を設置し、県内で活動する全てのDMATの統括を行う。

(5) DPAT県調整本部の設置

保健医療福祉対策本部は、DPATの派遣要請をした場合、DPAT統括者を招集し、保健医療福祉対策本部の下に、DPAT県調整本部を設置し、県内で活動する全てのDPATの指揮、調整を行う。

(6) 県・地域災害医療コーディネーターチームの設置

保健医療福祉対策本部及び保健医療福祉対策支部は、災害医療関係団体等の災害医療コーディネーターを招集し、医療救護班等の医療救護活動を調整する機能を担うコーディネーターチームを設置する。

(7) 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設営

保健医療福祉対策本部は、傷病者の航空搬送を行う拠点として、DMAT及びSCU設営協力医療機関と連携し、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置運営を行う。

2 保健所設置市

保健所設置市（鳥取市）は、鳥取市と県が連携して定める「鳥取市災害医療活動指針」に基づき、東部圏域の医療救護支部の機能を担い救護活動を行う。

（医療救護活動のための県・保健所設置市の活動概要）

組織等	実施する医療救護活動等
保健医療福祉対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関からの情報収集や、関係機関との連絡調整業務。 保健医療福祉対策支部に対する指導、助言、支援等。 関係機関に対する災害派遣医療チーム及び医療救護班等の派遣要請。 統括DMAT登録者及び県災害医療コーディネーターの招集と医療救護班等の派遣調整機能を担う組織の確立。 他県等に対する応援要請及び調整。 収集した情報を整理し、県本部（危機管理局）へ報告。
保健医療福祉対策支部及び鳥取市保健所（以下「医療救護支部等」という。）	<ul style="list-style-type: none"> 地域の医療機関、医師会、市町村等の現地関係機関との連絡調整 現地関係機関からの情報収集及び情報の集中管理。 収集した情報を整理し、保健医療福祉対策本部及び県災害対策地方支部へ報告。 地域災害医療コーディネーターの招集と医療救護班等の派遣調整機能を担う組織の確立。 医療救護班、保健師の派遣及び、医療救護班の配置先の決定。 関係機関に対する医療救護班の派遣要請。
医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> 要請を受け、県立病院から派遣。 災害現場又は救護所での初期治療及び、必要と認めたときはトリアージの実施。
保健師	<ul style="list-style-type: none"> 要請を受け、被災していない保健所から派遣。医療救護班等と連携して活動。

3 被災市町村

- 被災市町村は、あらかじめ指定した施設等（学校、地区公民館、その他の避難所、災害現場等）に救護所を設置し、自治体病院より医療救護班を派遣する。
- 被災市町村は、災害の程度により必要と認めるときは、保健医療福祉対策支部等及び地区医師会に対し医療救護活動につき協力要請を行う。
- 被災市町村は、救護所における初期治療では対応しきれない中等症患者及び重症患者を、後方医療機関へ搬送する。
- 被災市町村は、医療救護活動等の調整を図るため、医療救護班等の派遣調整を担う組織への参加。

4 関係機関、被災していない市町村

関係機関名	実施する医療救護活動の内容
被災していない市町村	<ul style="list-style-type: none"> 県、被災市町村の要請に基づき、自治体病院等の医療救護班、保健師を派遣。
独立行政法人国立病院機構	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請に基づき、医療救護班を派遣。 県が要請を行う際の連絡調整窓口は、中国四国厚生局である。
日赤鳥取県支部	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請に基づき、医療救護班を派遣。（医薬品調達は別掲） 県の要請に基づき、災害医療コーディネーターを派遣する。 傷病者の規模等に応じ、近隣県の日赤支部、日赤本社へ応援要請。
県医師会	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請に基づき、医療救護班及び県災害医療コーディネーターを派遣。
地区医師会	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の要請に基づき、医療救護班を派遣。 県の要請に基づき、災害医療コーディネーターを派遣。
国立大学法人鳥取大学	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請に基づき、医学部附属病院より医療救護班（DMAT、DPAT含む）及び災害医療コーディネーターを派遣。
自治体病院・公的病院（災害拠点病院）	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請に基づき、医療救護班（DMAT、DPAT含む）を派遣。 県の要請に基づき、災害医療コーディネーターを派遣する。
県歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請に基づき、歯科医療救護班及び災害医療コーディネーターを派遣。
県薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請に基づき、薬剤師及び災害医療コーディネーターを派遣。（医薬品調達は別掲）
県看護協会	<ul style="list-style-type: none"> 県、医師会の要請に基づき、災害支援ナースを派遣。 県の要請に基づき、災害医療コーディネーターを派遣。
県助産師会	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請に基づき、助産師を派遣。
鳥取大学医学部附属病院 公立豊岡病院 鳥根県立中央病院	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請に基づき、ドクターヘリを派遣する。（ドクターヘリ運航要領による）

5 自治医科大学医療チームの派遣

学校法人自治医科大学による自治医科大学医療チーム（医師、看護師、事務職員等から構成する5名程度）の医療支援については以下のとおり。

- 要請は、県（福祉保健部）が行う。

- (2) 派遣の対象となる災害は、地震その他自然災害に起因するものとする。
- (3) 派遣要請に当たっては、自治医科大学地域医療推進課（電話 0285-58-7053）に連絡を行い、派遣場所を指定するとともに、被災状況等を提供するものとする。
- (4) 報道機関のマスコミ報道等により甚大な被害が発生していることが明白であって、医療チームの派遣要請がない場合には、自治医科大学から県に対して派遣の必要性について連絡がなされる。
- (5) 当該支援は自治医科大学を卒業した医師の支援も兼ね、当該医師から派遣要請を行うこともできるが、その際には県を經由して派遣要請する必要がある。
- (6) 医療の範囲は初期救急とし、派遣期間は5日程度を基本とする。

6 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣

- (1) DMAT県調整本部は、DMAT等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）や必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。
- (2) 全国からのDMATは、派遣後の被災地内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととしている。なお、遠方のDMATの参集に当たっては、空路参集となる場合がある。

7 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣

- (1) DPAT県調整本部は、DPAT等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（医療機関、救護所等）や必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。
- (2) 全国からのDPATは、派遣後の被災地内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととしている。なお、遠方のDPATの参集に当たっては、空路参集となる場合がある。

第4節 医療救護班等の活動

災害発生時には必要に応じ、県・市町村・各関係機関であらかじめ編成されている医療救護班が人命救助を最優先とした活動実施のため災害現場や救護所に派遣され、現場での初期治療やトリアージを実施する。

1 医療救護班の業務内容

- (1) 診療（分娩の介助及び分娩前後の処置を含む）
- (2) 処置、手術、その他の治療及び施術
- (3) 薬剤、又は治療材料の支給
- (4) 看護
- (5) 後方医療機関への患者の収容

2 医療救護班の構成基準

標準的な医療救護班の構成は、次の職種とし、1班あたり、概ね次の人数以上を確保するものとする。
医師（1人）、看護師（2人）、薬剤師（1人）、業務調整員（1人）

3 薬剤師会による薬剤師の派遣

医療救護班等に薬剤師が不足する場合には薬剤師会所属薬剤師の派遣を受けることとする。

第5節 公衆衛生活動

災害発生時における公衆衛生活動を次のとおり実施する。

1 県

- (1) 県は、「鳥取県災害時公衆衛生活動マニュアル」に基づき、被災地を管轄していない総合事務所保健所（東部圏域は鳥取市保健所）や被災地以外の市町村のほか、必要に応じて公衆衛生関係機関や他都道府県と派遣調整等を行い、公衆衛生チームを派遣する。
- (2) 公衆衛生チームは、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）等と連携して活動を実施するものとする。

2 公衆衛生関係機関及び活動内容

関係機関名	実施する公衆衛生活動の内容
県助産師会	・県の要請に基づき、助産師を派遣。 ・避難所等における妊産婦、じょく婦又は乳幼児に対する保健指導、分娩の介助。
県栄養士会	・県の要請に基づき、栄養士を派遣。 ・被災者の栄養指導、避難所や在宅被災者の栄養状態に関する調査等。
県臨床心理士会	・県の要請に基づき、臨床心理士及び精神保健福祉士を派遣。
県精神保健福祉士会	・避難所でのこころの相談巡回、在宅者・要配慮者訪問、支援者のメンタルケア。
県柔道整復師会	・県の要請に基づき、柔道整復師を派遣。 ・避難所等における柔道整復師法に規定された柔道整復業務（骨折・脱臼・捻挫等の負傷者に対する応急手当）

3 災害時健康危機管理チーム（DHEAT）の応援派遣要請

- (1) 大規模災害の発生等により、保健医療福祉対策本部における公衆衛生活動の総合調整が困難となった場合は、国に対し全国の都道府県及び指定都市からのDHEATの応援派遣に関する調整を依頼する。

(2) (1)の場合、応援派遣の開始時期、必要な期間、必要とされる構成員の職種及び人数、想定される業務及び活動場所を明らかにするものとする。

【DHEATとは】（ディーヒート）

専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する応援派遣チームで、災害が発生した際に、被災都道府県及び被災都道府県内の保健所が行う保健医療行政の指揮調整機能の支援を行う。

第6節 医薬品等の確保

1 県・保健所設置市

- ア 保健医療福祉対策本部は、医薬品等の取扱い業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り医薬品等の調達に努める。
- イ 保健医療福祉対策支部等は、被災市町村等から医薬品等の確保について応援要請を受けたときは、保健医療福祉対策本部に連絡し、保健医療福祉対策本部は、各圏域の病院に県及び保健所設置市が備蓄している医薬品等を供給し、又は取扱業者に「医薬品等の調達に関する協定書」に基づき発注し調達補給する。
- ウ 保健医療福祉対策支部等は、医療機関の医薬品等の在庫及び必要量を把握し、多数の医療機関において医薬品等の不足が生じた場合は、保健医療福祉対策本部に連絡し、保健医療福祉対策本部は必要に応じて取扱業者に発注を行い、医薬品等の確保を支援する。
- エ 被災地におけるインフルエンザ対策として、ワクチンが不足するおそれがある場合には、国（厚生労働省）に対し、被災地用ワクチンの融通を要請する。

2 日赤鳥取県支部

- ア 鳥取赤十字病院に日赤の救護活動に必要な医薬品等の備蓄を図るとともに、取扱業者に発注し、調達補給する。
- イ 日赤鳥取県支部は、自ら調達できる医薬品等では十分な対応ができないと判断したときは、速やかに隣接県日赤支部又は日赤本社に要請し調達する。

3 鳥取県赤十字血液センター

必要な輸血用血液製剤について、日赤中四国ブロック血液センターと連携して、広域的に調達する。

4 県薬剤師会

一般用医薬品の取扱い業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な一般用医薬品の調達に努める。

5 鳥取県医薬品卸業協会

医薬品取扱業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品等の調達に努める。

6 一般社団法人日本産業・医療ガス協会 中国地域支部

医療ガスボンベ等取扱業者から必要な医療ガス、ボンベ等の調達に努める。

7 山陰医療機器販売業協会

医療機器取扱業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品等の調達に努める。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 救護所の設置
- 2 自治体病院の医療救護班及び保健師の派遣
- 3 県及び地区医師会に対する医療救護活動の協力要請
- 4 中等傷患者及び重傷患者の後方医療機関への搬送
- 5 医療救護活動の調整機能を担う組織への参加

第2章 搬送の実施

（県危機管理局、県福祉保健部）

第1節 目的

この計画は、災害発生時の傷病者の搬送及びその調整等について定めることを目的とする。

第2節 実施者

- 1 傷病者等の後方医療機関（救急指定病院等）への搬送は、消防局が実施する。
- 2 消防局の救急車が確保できない場合は、県、市町村で確保した車両等により、搬送する。

第3節 搬送先の決定

- 1 保健医療福祉対策支部等は、地域の病院でどの程度傷病者の受入が可能か把握に努め、地理的に近い病院に対応能力以上の患者が集中することのないよう、消防局と協力して調整を図るものとする。
- 2 特に、脳外科等、搬送先が限られる傷病については、病院の受入可能人数が極めて少ないことが想定されるため、早期に県外の病院に受入要請を行う等、搬送先の確保に十分留意すること。
- 3 また、重症患者についても、病院側は同時に複数の患者を受け入れることは困難であるため、同様に搬送先の確保に留意すること。
- 4 保健医療福祉対策本部は、県内病院の空床状況等の把握に努め、保健医療福祉対策支部等の支援を行う。また、災害が広域にわたる場合には、保健医療福祉対策本部が県外病院の受入れ状況の把握に努め、搬送先の調整を図るものとする。
- 5 多数の傷病者が発生した場合において、圏域外（県内）あるいは県外の医療機関に搬送する必要もあることから、広域的な搬送体制を確保しておかなければならない。また、消防機関は、DMAT等と連携を図りながら、災害時の救急搬送を実施するものとする。

第4節 搬送の要請

- 1 県（県本部）は、消防局等と連絡調整を行い、下記に例示する場合は、必要に応じて自衛隊、第八管区海上保安本部等の出動を要請し、ヘリコプター、船舶等を活用して搬送を行う。
 - （1）道路の損傷、集落・施設の孤立化等により陸路の搬送が困難な場合
 - （2）傷病者等を遠隔地の施設へ搬送する必要がある場合
 - （3）病院等の被災により多数の傷病者等を移送する必要がある場合
 - （4）傷病者等について、直ちに搬送する必要がある場合
 - （5）その他、ヘリコプターによる傷病者の搬送が有効と認められる場合
- 2 重症患者についてはできる限り分散搬送を行うものとする。
- 3 保健医療福祉対策本部は、多数の傷病者が発生し、他府県への搬送が必要と判断した場合は、県本部を通じて、国が主体的に行う広域医療搬送を要請する。

第5節 傷病者の医療搬送体制

多数の傷病者が発生し、被災地域内の県内医療機関では、収容及び高度救命治療や専門的治療が困難と判断される重症患者を、被災地外に送る医療搬送が必要になる。県は、搬送の必要性により、次の順に実施する。

なお、航空搬送拠点、想定される輸送量等を踏まえ、原則として県が関係機関等と調整の上確保・運営する。

- 1 県内被災地外や近隣県への地域医療搬送
重症患者を被災地域外の病院に分散することで、最善の治療体制を確保するために行う。
- 2 県が主体的に実施する県外への地域医療搬送
県内医療機関では収容及び高度救命、専門治療が困難と判断される重篤患者に対し、県が主体的に行う。
- 3 広域医療搬送SCU設営
更に多数の傷病者が発生し、他県への搬送が必要となった場合、県の要請に応じて被災地内の医療搬送拠点から被災地外の医療搬送拠点に、自衛隊の固定翼輸送機や大型回転翼機等によって行う。広域輸送機関と医療機関との間の搬送は、県本部が消防局等と連絡調整を行い実施するものとする。
なお、被災地及び搬送先の航空搬送拠点については、国（非常本部等）が広域後方医療施設の選定や搬送手段を踏まえて選定し、その結果が関係機関に通知される。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 消防局の救急車が確保できない際の搬送車両の確保

第3章 搜索、遺体対策及び埋葬

(県危機管理局、県福祉保健部、県生活環境部、県商工労働部、警察本部、
第八管区海上保安本部、日本赤十字社鳥取県支部)

第1節 目的

この計画は、災害により死亡又は行方不明となった者の搜索、遺体対策及び埋葬を行うことを目的とする。

第2節 行方不明者の搜索

1 実施機関

- (1) 行方不明者の搜索は市町村のほか警察本部、海上保安庁等の関係機関が連携し行う。
- (2) 災害救助法が適用され、特に必要があると認めるとき、県（福祉保健部）は、その救助の全部又は一部を実施する。

2 実施の方法

- (1) 実施の方法及び実施基準等については、災害救助法の適用がある場合においては同法により、同法の適用がない場合においては同法に準じて行う。
- (2) 災害救助法の適用がある場合における実施の基準は、次のとおり。
 - ア 搜索は、災害により現に行方不明の状態にある者に対して行うものとする。
 - イ 搜索を行う期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、県（福祉保健部）は国（内閣府）に協議し、その同意を得た上で必要最小限度の期間を延長するものとする。
 - ウ 搜索のために支出する費用の範囲は、船艇その他搜索のために必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とする。
- (3) 特に初動時においては、救急救助活動と重複した活動となることが予想されるため、相互に連携を図りながら活動する必要がある。

第3節 遺体対策

1 実施機関

- (1) 遺体の検視は警察本部が行う。
- (2) 遺体検視後の処理は市町村が行う。
- (3) 県（福祉保健部）は災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、市町村が行う救助の全部又は一部を実施する。
- (4) 海上で遺体が揚収された場合には海上保安庁が検視を行う。

2 遺体対策の内容

~~(1)~~ 検視及び身元不明遺体の確認等

警察本部は、遺体の検視、身元不明遺体の確認等のため、次の活動を行う。

~~(1)~~ ア 検視体制の確保

- ~~ア~~ 死者数及び遺体の状況等を迅速的確に把握し、検視対象数に相応する規模の検視隊を編成する。
- ~~イ~~ 検視要員の不足が見込まれるときは、他の都道府県警察への応援要請を検討する。
- ~~ウ~~ 検視対象数に相応する必要な資機材の迅速な調達を図る。
- ~~エ~~ 遺体収容用の毛布、線香が不足する場合は市町村を通じて調達を図ることとするが、それでも調達困難な場合は県本部に要請する。
- ~~オ~~ 検案医師及び歯科医師の派遣要請
 - a 警察本部は、検視対象数及び遺体の損傷程度に応じた必要な医師及び歯科医師数を的確に判断し、速やかに県医師会、県歯科医師会、県（県本部事務局又は危機管理局）を通じて検案医師及び歯科医師の派遣要請を行う。
 - b 必要により日本医師会に検案医師等の応援要請を行う。

~~カ~~ 多数遺体収容場所の確保

死者が多数に及ぶ場合には、警察施設における検視及び遺体収容が困難となるため、速やかに県（県本部事務局又は危機管理局）又は市町村を通じて、検視場所及び遺体安置所の確保を依頼する。

~~(2)~~ ア 検視活動

遺体を発見した場合には、発見状況の確認・記録から、遺体の搬送、検視・検案、身元確認作業、遺品管理等まで、一連の検視活動を適正に実施する。ただし、身元不明遺体、引取人のない遺体については、市町村に引き継ぐ。

3 遺体対策を行う場合

- (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

市町村又は委託を受けた機関は、遺体の識別のための処置として遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。

(2) 検視場所及び遺体安置所の確保

市町村は、遺体の検視についてはあらかじめ検視場所及び遺体安置所を定めるなどにより、医療救護施設における医療救護活動が阻害されないよう対策を講じる。遺体安置にあたって納棺用の棺、納棺時の供花、ドライアイス等が不足する場合は、県本部を通じて調達を図る。

(3) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日の間に埋葬ができない場合等において、遺体を特定の場所（体育館・寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて、埋葬等の処置をするまで保存する。

(4) 日本赤十字社鳥取県支部による委託業務の実施

県内に災害救助法が適用された場合、日本赤十字社鳥取県支部は「災害救助法第32条の規定に基づく委託契約書」の規定に基づき、以下の遺体対策に関する委託業務を実施する。

- ア 遺体の検案
- イ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置

第4節 応急的な埋葬

1 実施機関

- (1) 埋葬は原則市町村が行う。
- (2) 県は災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、その救助の全部又は一部を実施する。

2 応急埋葬を行う場合

遺体の応急的な埋葬を実施する場合は、次のとおりである。

- (1) 災害の混乱時に死亡した場合（災害発生前に死亡した者で葬祭が終わっていないものを含む。）
- (2) 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合
 - ア 緊急に避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であること。
 - イ 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であること。
 - ウ 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないこと。
 - エ 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であること。

3 埋葬の方法

埋葬は、救助の実施機関（市町村）が、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。埋葬は、原則として遺体を火葬に付し、遺骨等を家族に引渡すこととする。なお埋葬に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 事故等による遺体については、警察から引継ぎを受けた後埋葬する。
- (2) 身元不明の遺体については警察と連携し、その調査に当たるとともに、遺体の取扱いについては遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容ぼう、特徴等を記録する。
- (3) 棺の調達
 - ア 県は、県葬祭業協同組合や県トラック協会（霊柩車事業部会）に対し、協定に基づき棺の提供を要請する。
 - イ それでも不足する場合は、協定を締結する他県のうち速やかに調達が見込まれるところから調達について要請する。
 - ウ 棺の輸送は、事情の許す限り当該物資調達先に依頼し、当該物資調達先に依頼できないときは、第7部第1章「緊急輸送の実施」の定めるところにより輸送する。
- (4) 緊急火葬支援体制
 - ア 市町村は、死体多数等のため市町村の火葬場のみで対応できないときは、県に連絡し他市町村に応援を要請する。
 - イ 県は、近隣の焼却場で火葬ができない場合は、県内の他地域の火葬場もしくは地域性を考慮し協定を締結する他県の最寄りの火葬場に応援を求めて対応するものとする。それでも対応が不可能な場合、厚生労働省に連絡するとともに他地域の府県へ火葬応援要請をする。なお、県内の火葬場処理能力の上限は1日あたり約70体であることを踏まえ、早期に応援要請の意志決定を行うものとする。（県内及び近隣県の火葬場処理能力の状況は資料編のとおり）
 - ウ 市町村は遺体の搬送について、市町村のみで対応できないときは、県に応援を要請する。県は県下で対応が不可能な場合、自衛隊に応援を要請する。
 - エ 「緊急火葬支援体制」の連絡体制等は、別図「緊急火葬支援体制」による。

第5節 広域火葬計画

厚生労働省の防災業務計画及び、「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日付衛企第162号厚生省生活衛生局通知）」に基づき、大規模災害時等において、被災市町村が有している通常の火葬能力だけでは対処できなくなった場合に備え、円滑に火葬を行うための標準的な処理手順として本節のとおり広域火葬計画を定める。

1 基本方針

大規模な災害が発生した場合等、広域火葬が必要となる場合においては、本計画に基づき広域火葬を実施するも

のとする。

2 広域火葬の実施のための体制

県は、広域火葬が必要であると判断した場合には、災害対策本部及び実施部において広域火葬実施のための体制を整え、全体調整を行うものとする。

3 被災状況の把握

- (1) 市町村は、災害発生後、速やかに区域内の死者数並びに火葬場の被災状況等の把握に努め、県に報告を行うものとする。
- (2) 県は、被害状況を取りまとめ、速やかに国（厚生労働省）に報告するものとする。
- (3) 被害情報収集の手順は、災害応急対策編（共通）第3部第3章「災害情報の収集及び伝達」による。

4 広域火葬の応援・協力の要請

- (1) 被災市町村は、死体多数等のため市町村の火葬場のみで対応できないときは、県に連絡し他市町村に応援を要請する。
- (2) 県は、近隣の焼却場で火葬ができない場合は、県内の他地域の火葬場もしくは地域性を考慮し協定を締結する他県の最寄りの火葬場に応援を求めて対応するものとする。それでも対応が不可能な場合、厚生労働省に連絡するとともに他地域の府県へ火葬応援要請をする。なお、県内の火葬場処理能力の上限は1日あたり約70体であることを踏まえ、早期に応援要請の意志決定を行うものとする。（県内及び近隣県の火葬場処理能力の状況は資料編のとおり）
- (3) 被災市町村は遺体の搬送について、市町村のみで対応できないときは、県に応援を要請する。県は県下で対応が不可能な場合、自衛隊に応援を要請する。
- (4) 「緊急火葬支援体制」の連絡体制等は、別図「緊急火葬支援体制」による。
- (5) その他、災害応急対策編（共通）第4部第3章「自治体の広域応援」による。

5 火葬場の選定

- (1) 県は、応援可能な自治体の状況を整理し、被災市町村ごとに火葬場の調整を行う。調整の結果は、被災市町村と応援を依頼する自治体の双方に通知するものとする。
- (2) 被災市町村は、県の調整に基づき火葬場の割り振りを行い、遺族へ周知するものとする。仮葬の実施方法の詳細については、応援を行う自治体又は火葬場と調整を図るものとする。
- (3) なお、円滑な広域火葬を行うため、遺族に対しては、非常事態のため火葬が可能な火葬場が限定されていることや、交通規制等により当該火葬場までの搬送が困難であること等を説明し、遺族の心情に配慮しつつ、遺体安置所から火葬場に直接遺体を搬送することについて同意を求めるよう努めるものとする。

6 火葬要員の派遣要請及び受入

- (1) 被災市町村は、職員の被災のため火葬場が稼働できない場合は、県に連絡し、要員の派遣の手配を要請するものとする。
- (2) 県は、被災市町村からの要請に基づき、被災していない市町村や近隣県等へ要員の派遣を要請するとともに、国（厚生労働省）へその旨を報告するものとする。
- (3) その他、災害応急対策編（共通）第4部第3章「自治体の広域応援」による。

7 遺体保存対策

火葬の実施までに時間を要する場合は、県及び被災市町村は、遺体数に応じた遺体安置所の確保、遺体の保存のために必要な物資や人員の確保など、第4節に準じて必要な措置を講じるものとする。なお、交通規制が行われている場合には、措置に必要な資機材の搬入については緊急通行車両の活用を図るものとする。

8 遺体搬送手段の確保

火葬場までの遺体の搬送については、災害応急対策編（共通）第7部第1章「緊急輸送の実施」による。

9 相談窓口の設置

県及び被災市町村は、相談窓口を設置し、広域火葬についての情報を提供するものとする。

10 災害以外の事由による遺体の火葬

災害以外の事由による遺体の火葬についても、広域火葬の対象とするものとする。

11 火葬状況の報告

県（応援県を含む）は、火葬の状況について日報をとりまとめ、災害による遺体とそれ以外の遺体を区別して、国（厚生労働省）へ報告するものとする。

12 火葬許可の特例的取扱

被災市町村において迅速な火葬許可事務が困難と認められる場合、市町村又は火葬場は、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた事務処理を行うものとする。

13 引取者のない焼骨の保管

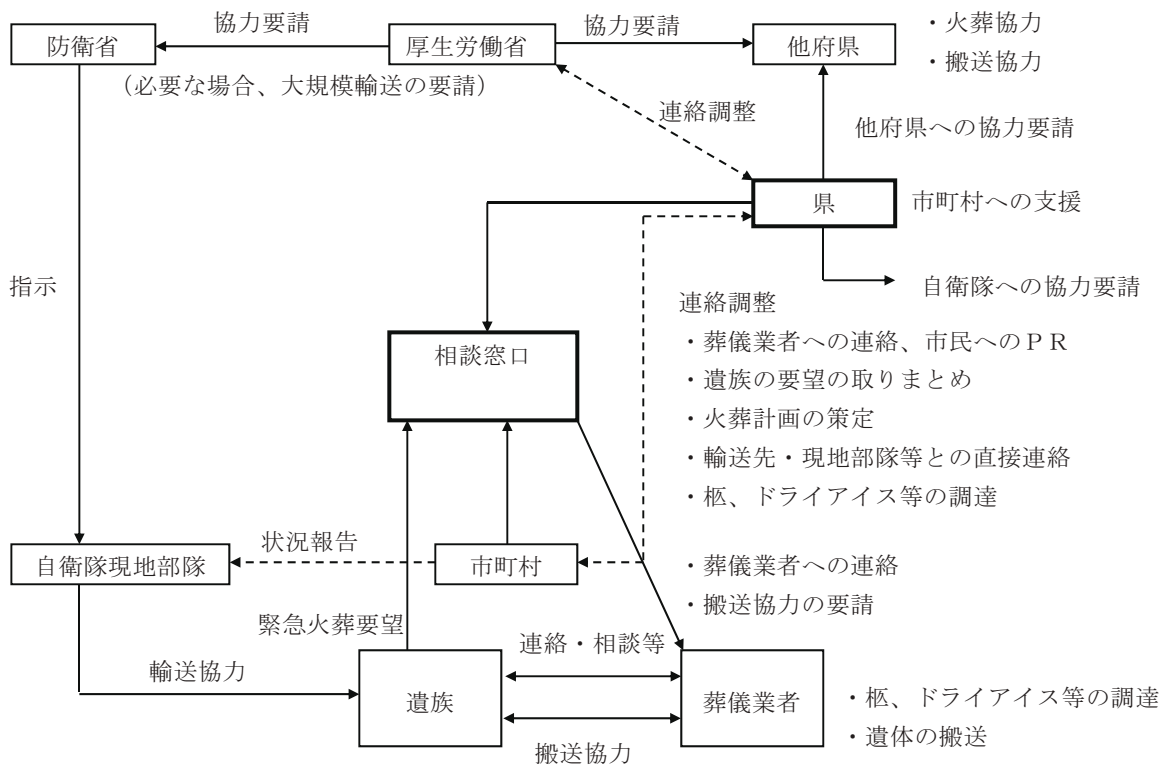
引き取り者のない焼骨については、市町村が火葬場から引き取り、引き取り者が現れるまでの間、保管するものとする。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 行方不明者の搜索
- 2 遺体対策
- 3 検視場所及び遺体安置所の確保
- 4 応急的な埋葬の実施
- 5 広域火葬計画による火葬の実施

【緊急火葬支援体制】



災害応急対策編（共通）

第7部

交通・輸送計画

第1章 緊急輸送の実施

（中国運輸局、県トラック協会、県バス協会、中国地方整備局、第八管区海上保安本部、県危機管理局、県農林水産部、県県土整備部、警察本部、県地域づくり推進部、県商工労働部、県総務部会計管理者）

第1節 目的

この計画は、災害応急対策に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送体制をあらかじめ整備し、広域的な輸送を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

第2節 輸送の実施

1 輸送の連絡調整

- (1) 県、市町村は、自らの保有する手段のみでは輸送力が不足する場合、必要に応じ、各輸送機関・団体（鉄道、バス、トラック、航空機、船舶など）に、輸送の応援を求めるものとする。
- (2) 県本部は、被災市町村等からの輸送手段の確保の要請があった場合、輸送手段等を調整・決定し、県実施部及び応援機関に対し、輸送手段の確保を指示又は要請するものとする。なお、災害時物流の輸送については別に定めるマニュアルによる。

[輸送手段別の実施部調整窓口]

- ・ 公用車（県庶務集中課、各総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）ほか）
- ・ 鉄道・バス（県地域交通政策課）
- ・ 県トラック協会（県通商物流課）
- ・ 船舶（県漁業調整水産課）* 県有船舶（第一鳥取丸、はやぶさ等）
- ・ 県水難救済会（県消防防災課）
- ・ 県消防防災ヘリコプター（県消防防災課）
- ・ 自衛隊関係（県危機対策・情報課）
- ・ その他応援機関（県危機管理政策課）

2 輸送力の確保

- (1) 関係機関の保有する輸送手段

各機関の保有する輸送手段は以下のとおりである。

輸送手段	応援機関・応援手段	備考
陸路（鉄道）	J R西日本、若桜鉄道、智頭急行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国運輸局（鳥取運輸支局）を通じて、輸送力確保のあっせん依頼 ・ 「災害発生時等の物資の輸送、保管等に関する協定」に基づき、県トラック協会に応援要請 ・ 「バスによる緊急輸送に関する協定書」に基づき、県バス協会等に応援要請
陸路（トラック）	日本通運、福山通運、佐川急便、ヤマト運輸、日ノ丸西濃運輸、県トラック協会	
陸路（バス）	日ノ丸自動車、日本交通、県バス協会	
海路（船舶）	公共的団体等の所有船舶 海上保安部・海上保安署の所属巡視船艇 海上自衛隊の所属艦艇 県水難救済会各救難所の所属救助艇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「船舶による輸送等災害応急対策に関する協定」に基づき、県水難救済会に応援要請
空路（航空機）	第八管区海上保安本部航空機 陸上、海上、航空自衛隊所属航空機 地方公共団体のヘリコプター 緊急消防援助隊ヘリコプター	

- (2) 輸送手段の確保

ア 県及び応援要請を受けた関係機関は、原則として以下のいずれかにより輸送方法を確保する。

- (ア) 自らが直接輸送を行う。
- (イ) 自ら輸送を代行する者を確保し、輸送を請け負わせる。

イ 県は、県トラック協会との間に締結した「災害発生時等の物資の輸送、保管等に関する協定」、県バス協会等との間に締結した「バスによる緊急輸送に関する協定書」及び県水難救済会との間に締結した「船舶による輸送等災害応急対策に関する協定」に基づき、災害時に輸送支援を要請する。

3 輸送拠点の設置及び管理

- (1) 県及び市町村は、各施設の管理者と協力して、県外等からの物資の受入れ・保管のための広域物資輸送拠点（物資等の仮集積場）を設置するとともに、その周知を図るものとする。

- ア 上流の拠点・・・県外等からの物資受入れ（港湾、空港等）
- イ 下流の拠点・・・市町村配布前の物資仮置き（農協施設、公有施設等）

<広域物資輸送拠点の機能等>

種別	運営主体	機能	想定施設
0次 物資拠点	応援県	○国・他県等からの支援物資の受入れ・仕分け ○2次物資拠点等への支援物資の輸送	・鴻池運輸(株)真庭配送センター（岡山県真庭市） ・応援県が選定する施設
1次 物資拠点	被災県 （鳥取県）	○国・他県または応援市町村等からの支援物資の受入れ・仕分け ○2次物資拠点等への支援物資の輸送	・ヤマタスポーツパーク（東部）、東郷湖羽合臨海公園南谷地区及びその周辺施設（中部）、とっとり花回廊（西部） ・民間物流事業者のトラックターミナル、営業倉庫 ・JA選果場等
2次 物資拠点	被災市町村	○0次物資拠点または1次物資拠点等からの支援物資の受入れ・仕分け ○避難所等への支援物資の輸送	・市町村が選定する施設

(2) 輸送拠点の管理

県及び市町村は、以下の点に留意して、輸送拠点を管理する。

- ア 輸送拠点において物資在庫管理等を行うため、物流専門家の配置を検討・要請
- イ 輸送の実施に当たって、配送者は、荷下ろし・荷さばき等の人員の確保・配備に留意
- ウ 物資の受入集配、対策本部との連絡調整、物資の在庫管理、警備等を担当する職員を確保

(3) 船舶交通の制限等

海上保安部・海上保安署は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて、船舶の交通を制限又は禁止するものとする。

4 輸送の原則

- (1) 人、物を提供する者が目的地まで届けることを原則とする。（困難な場合は、輸送拠点を設置）
- (2) 自らの輸送力（自動車、鉄道、船舶、航空機等）による輸送を原則とし、輸送力の確保が困難な場合は、応援を要請するものとする。
- (3) 輸送に当たっては、荷下ろし・荷さばき等の人員の確保に努めるものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 緊急輸送の実施
- 2 緊急輸送に係る関係機関との連絡調整
- 3 輸送拠点の設置及び管理

第2章 交通路線の確保

（中国地方整備局、県危機管理局、県県土整備部、警察本部、J R西日本、智頭急行、若桜鉄道）

第1節 目的

この計画は、災害発生時における応急対策等の実施により円滑な交通手段及び移送手段を確保することを目的とする。

第2節 交通路線の確保

1 孤立状況の早期把握

- (1) 災害の発生によりあらかじめ特定した孤立予想集落への道路が不通となる等、孤立が予想される場合、県（県土整備部）及び市町村は、当該集落への孤立状況を早急に確認・把握するとともに、代替道路等の確保に努める。
- (2) その他、孤立集落発生時の応急対策については、第5部第3章「孤立発生時の応急対策」を参照。

2 災害等発生時の交通路線の確保

(1) 実施責任者

災害により被災した交通施設は、それぞれ当該施設の管理者において、その重要度、緊急度及び公共性に応じ、関係機関の協力を求めて、迅速な応急措置を実施し、努めて交通の確保を図るものとする。

(2) 緊急輸送道路及び重要物流道路等（以下「緊急輸送道路等」という。）の情報収集及び連絡調整

- ア 県及び緊急輸送道路等の管理者は、道路管理パトロール実施要領に基づく「異常時パトロール」を速やかに実施し、管理する施設の被災の有無及び程度、使用の可否、応急復旧の可否などの情報を収集する。
- イ 県、緊急輸送道路等の管理者及び防災関係機関は、収集した情報を共有し、速やかに緊急輸送道路等の使用、交通規制、応急復旧等について連絡調整を行う。
- ウ 県及び緊急輸送道路等の管理者は、速やかに管理する施設の応急復旧、代替路決定などを行う。
- エ 重要物流道路において、行政機能が壊滅的に失われた災害に限定し、重要物流道路の管理者が国に対し啓開作業及び災害復旧等の権限代行による復旧を要請することができる。
- オ 県、市町村が管理する道路において、行政機能が壊滅的に失われ、かつ道路啓開及び災害復旧に高度な技術力又は高度の機械力を要するものに限り、道路管理者が国に対し啓開作業及び災害復旧等の権限代行による復旧を要請することができる。

(3) 応急対策用資機材の確保

- ア 実施責任者は、手持ち、若しくは地元業者等を通じて確保を図るものとする。
- イ 災害の規模及び状況により、実施責任者相互に融通、調達、あっせん等の手段を講じて確保するものとする。
- ウ 業者の請負に付して工事を行うときは、支給材料を除き、すべて請負業者に確保させるものとする。

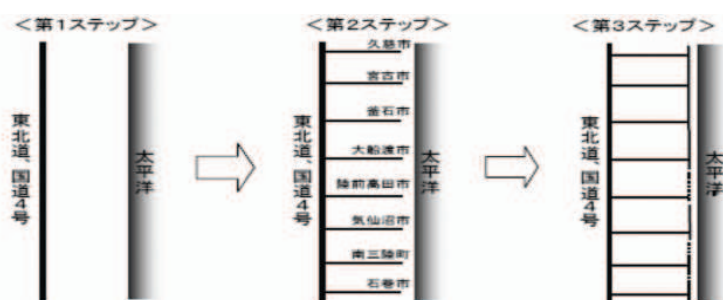
(4) 各機関の実施要領

ア 国における措置

- (ア) 地震津波など広域的な災害時には、国土交通省中国地方整備局は、県及び関係機関等と連携し、道路の被災状況に応じて道路啓開ルートを調整の上、緊急輸送体制を確保するものとする。（道路啓開ルートの調整は、資料編の中国版「くしの歯ルート（ベースマップ）」をもとに調整する。）放置車両や立ち往生車両が発生している場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、災害対策基本法に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。また、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するため、広域的な見地から道路管理者（県、市町村）へ指示を行うものとする。

（参考）東日本大震災での東北地方整備局による「くしの歯作戦」

くしの歯作戦は、国土交通省東北地方整備局が東日本大震災に伴う大津波が沿岸部を襲い、甚大な被害が発生したことから、県や自衛隊と協力して緊急輸送道路を「くしの歯型」として啓開（障害を取り除き道を切り開く）することを決め名付けたもの。



(イ) 国土交通省中国地方整備局各河川国道事務所所管に係る交通施設に対する災害応急対策は、中国地方整備局の災害復旧事業関係の規程に基づき、それぞれ実施する。

イ 県における措置

(ア) 被害が小規模で、通常の道路維持修繕費の範囲で処理できる場合は、所轄の各県土整備事務所・総合事務所県土整備局の判断により、適宜所属の道路技術員、配属機械等を使用して災害応急対策を行うものとする。

(イ) 被害が中程度で早急に対策を要すると認められるときは、所轄の各県土整備事務所・総合事務所県土整備局が当面の応急対策に要する財源措置を確認の上、県土整備部長と密接に連絡し実施するものとする。

(ウ) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受けると認められるときは、事前に国土交通大臣の内諾を得て、仮工事を実施するものとする。

(エ) 応急対策施工順位は、緊急輸送道路の国道、主要地方道、一般県道の順位とするが、次の箇所についても優先的に取扱う。

- a 病院、官公署、学校、郵便局、停車場等の公共施設に通じているもの。
- b 自動車の交通量が1日100台以上であるもの。
- c 定期バス路線又は定期貨物自動車路線であるもの。
- d 適当な回路のないもの。
- e その他民生の安定上必要があるもの。（食糧物資の輸送又は復旧資材の運搬等）

(オ) 道路や鉄道・空港等の施設に係る被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報する。特に、WebGIS（とっとりWebマップ）を活用し、リアルタイムの地図情報の提供に努めるものとする。

(カ) 放置車両や立ち往生車両が発生している場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、災害対策基本法に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。また、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するため、広域的な見地から道路管理者（市町村）へ指示を行うものとする。

ウ 市町村における措置

概ね県の措置に準じて実施するものとする。

エ 鉄道事業者における措置

それぞれの鉄道事業者（JR西日本、智頭急行、若桜鉄道）による、鉄道施設の被災箇所に対する応急措置は、被災状況に応じた措置を行うものとし、緊急を要する場合は、被災箇所を所轄する市町村その他の関係機関に応援を求めて、速やかに応急対策を実施するものとする。

また、鉄道施設の被害状況及び復旧見込みについて、報道機関を通じて広報するものとする。

オ 日本自動車連盟（JAF）、山陰ELVリサイクル協議会による措置

県、市町村の支援要請を受け、道路上支障となる車両の撤去、移動等を実施するものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 交通路線の確保対策

- (1) 孤立集落の早期把握
- (2) 緊急輸送道路等の情報収集、連絡調整
- (3) 応急対策用資機材の確保

第3章 交通規制の実施

（中国地方整備局、県県土整備部、警察本部）

第1節 目的

この計画は、交通の混乱の防止、応急活動に必要な緊急通行の確保、危険箇所の通行による二次災害の防止を目的として公衆用道路の通行の禁止、制限等について定めることを目的とする。

第2節 規制の実施区分

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止及び制限	県内又は隣接県若しくは近接県に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるとき	緊急通行車両以外の車両	災害対策基本法第76条
公安委員会	同上	県内の道路に災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき	歩行者 車両等	道路交通法第4条第1項
警察署長 高速道路交通警察隊長	同上	上掲の措置の場合、他の警察署及び高速道路警察隊の管轄区域に及ばないもので期間が1か月をこえないもの	同上	道路交通法第5条第1項 同法第114条の3
警察官	同上	災害発生等において、交通の危険を防止するため緊急措置の必要があると認めるとき一時的に行う	同上	道路交通法第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき	同上	道路法第46条第1項

第3節 災害時における交通規制

1 道路情報の提供

- (1) 県本部は、必要に応じ、以下の事項に留意して、広域的な道路情報等について警察本部に情報提供する。
 - ア 道路施設の被害状況
 - イ 孤立集落の発生状況
 - ウ 緊急時輸送道路等に基づく輸送経路の設定
 - エ 中心市街地等における渋滞の発生
- (2) 市町村は、県に準じて、必要に応じ、その所管する地域内における道路等の被害状況について警察本部に情報提供する。
- (3) 県及び市町村は、道路等の状況について、関係機関に連絡し、情報を共有する。

2 公安委員会等による交通規制の実施

- (1) 交通情報の把握

高速道路交通警察隊長及び警察署長は、速やかに管内の交通事情を把握し、その状況を警察本部（交通部交通規制課）に報告するとともに、関係警察署及び関係機関に必要事項を通知する。
- (2) 標識等の設置
 - ア 災害対策基本法第76条の規定に基づく規制（公安委員会）
災害対策基本法施行規則第5条に定める標示を設置する。
 - イ 道路交通法第4条第1項の規定に基づく規制（公安委員会）
「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める標識を設置する。
緊急を要するときは、警察官の現場における指示により、道路標識等に相当する交通規制を行うものとする。
 - ウ 道路交通法第5条第1項及び同法第114条の3の規定に基づく規制（警察署長及び高速道路交通警察隊長）
「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める標識を設置する。
- (3) 交通整理

高速道路交通警察隊長及び警察署長は、災害地における交通の混乱を防止するため、交通規制箇所の確保及び必要な地点において交通整理を実施する。
- (4) 広報及び連絡
 - ア 警察本部は、交通規制の実態を把握し、規制の内容及び回路線の状況等を関係機関及び一般に周知させるものとする。
 - イ 災害時における通行の禁止、又は制限が行われたときは、公安委員会は、直ちに、通行禁止等に係る区域又

は道路の区間、その他必要事項を周知させる措置をとらなければならない。

(5) 道路管理者への要請

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

3 道路管理者による通行の禁止又は制限の実施（道路法第46条の規定に基づく規制）

(1) 交通情報の把握

各県土整備事務所・総合事務所県土整備局は、所轄警察署と連絡を取り、積極的にパトロール等を実施して早期に管内の交通事情を把握し、その状況及び処置を県県土整備部（道路企画課）及び関係警察署に連絡するものとする。

(2) 標識等の設置

道路法第47条の5第1項及び第2項の規定による道路標識を設置する。

(3) 交通誘導

交通規制を実施した際の交通誘導について、必要に応じ県警備業協会と連携を図りながら実施する。

(4) 広報及び連絡

ア 道路管理者は、道路法第46条の規定による規制を実施する場合には、その内容等を当該地域を管轄する警察署長等に通知するものとする。

イ 道路管理者は、交通規制等の情報をホームページに掲載するなどにより、住民等へ回路等の情報提供に努めるものとする。

4 車両の運転者の義務

(1) 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動すること等をしなければならない。

(2) 区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動すること等をしなければならない。

(3) (1)及び(2)にかかわらず、車両の運転者は警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

5 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

(1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(2) (1)による措置を命ぜられたものが当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(3) (1)及び(2)の規定は警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣の自衛官の職務の執行について準用し、当該自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(4) (1)及び(2)の規定は警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用し、消防吏員は、消防機関が使用する消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(5) 自衛官又は消防吏員は、(3)又は(4)の命令をし、又は措置を取ったときは、直ちにその旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長等に通知しなければならない。

(6) 自衛官又は消防吏員が行った処分等に係る損失補償については、県において負担する。

6 国家公安委員会の指示権

国家公安委員会は、災害対策基本法第76条の5の規定に基づき、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、関係都道府県公安委員会に対し、通行禁止等に関する事項について指示することができる。

7 国による総合調整の実施

応援部隊の災害現場への投入を迅速化するため、交通規制や道路啓開等を通じた緊急通行車両の通行の確保などについて、国（非常本部等）が総合調整を行うことに留意する。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 災害時における交通規制の調整

第4章 緊急通行車両の確認

（県危機管理局、警察本部）

第1節 目的

この計画は、緊急交通路の指定及び応急活動に必要な緊急通行車両の確認業務について定めることを目的とする。

第2節 緊急交通路の指定

公安委員会は、県内又は隣接し若しくは近接する府県の地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、当該緊急通行を行う車両以外の通行を禁止し、又は制限する措置を講じるものとする。

第3節 緊急通行車両の確認

1 確認を行う車両の種類

(1) 緊急通行車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両

(2) 規制除外車両

緊急通行車両に該当しないが、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるもの。

2 確認の実施責任者

緊急通行車両の確認は、知事又は公安委員会が行う。

3 確認の手続等

(1) 公安委員会

ア 緊急通行車両又は規制除外車両の確認を求めようとする者は、警察本部又は警察署等に緊急通行車両等事前届出済証（規制除外車両の場合は規制除外車両事前届出済証）を提出して行うものとする（事前届出がなされていない事前届出対象車両にあつては緊急通行車両等確認証明申請書及び災害応急対策を実施するために使用する車両であることを証明する書面）。

イ 緊急通行車両又は規制除外車両の確認をしたときは、標章及び緊急通行車両確認証明書（規制除外車両の場合は規制除外車両確認証明書）を、当該緊急通行車両等の使用者に交付するものとする。

ウ 緊急通行車両及び規制除外車両の使用者は、標章を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに、証明書を当該車両に備え付けるものとする。

エ 警察署等は、緊急通行車両確認証明書及び標章交付台帳により、標章及び証明書の交付等の状況を警察本部に報告するものとする。

(2) 県

ア 県の実施部及び県の応援協定締結機関が行う応急活動のために運行される緊急通行車両であることの確認は、危機管理政策課（県本部設置時は県本部事務局）又は各総合事務所（県民福祉局）（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）が（1）のア及びイの手続きに準じて標章及び緊急通行車両確認証明書を交付することにより行うものとする。

イ 危機管理政策課（県本部設置時は県本部事務局）及び総合事務所（県民福祉局）（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）（支部設置時は支部事務局）は、緊急通行車両確認整理簿により、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付状況を整理し共有する。

第4節 災害救助のために使用する車両の無料措置

1 概要

被災した住民に対する緊急救助活動を迅速に実施するため、高速道路関係事業者の協力を受けて、被災地へ移動する車両に係る有料道路の無料措置を講じるもの。

2 無料措置の手続

(1) 県において対象車両、無料措置の期間、対象とする有料道路を選定し、対象とする各高速道路事業者へ無料措置を実施するよう依頼を行う。なお、依頼に当たっては西日本高速道路株式会社を窓口として事前に調整を行うものとする。

(2) 県は、高速道路関係事業者の了解が得られ次第、次のとおり周知を図るものとする。

ア 鳥取県内の市町村

イ 各都道府県（当該都道府県内の市町村への周知も依頼する）

ウ 鳥取県社会福祉協議会（ただし災害ボランティア車両を対象とする場合）

3 対象とする車両等の考え方

無料措置について各高速道路関係事業者へ依頼を行う際の条件設定の考え方は次のとおりとする。

(1) 対象車両

対象として考えられるものは概ね次のとおりだが、災害の状況及び、本県以外で発生した災害における対応事例などを参考にしながら、必要に応じて被災市町村の意見を聴いて選定するものとする。

なお、災害ボランティア車両については、ボランティアセンターの受入れ体制や支援ニーズ、他県からの受入れの可否などを十分確認することが必要であることに留意を要する。

ア 自治体等からの要請により、被災者の避難所又は被災した県市町村の災害対策本部（物資集積所を含む）への救援物資等を輸送するための車両

イ 自治体等からの要請により、被災地の復旧・復興にあたるための物資、人員等を輸送するための車両

ウ 自治体が災害救援のために使用する車両

エ 災害ボランティア活動であって、被災した自治体等が要請・受入承諾したものに使用する車両

(2) 期間

西日本高速道路株式会社との協議の上で設定するものとする。なお、平成28年に発生した鳥取県中部地震の場合は、当初は約1ヶ月間としている。

(3) 対象とする有料道路

災害の状況等を踏まえ、必要な道路を設定する。なお、平成28年に発生した鳥取県中部地震の場合は、西日本高速道路株式会社のほか、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社を対象としている。

4 その他の留意点

災害ボランティア車両を対象とする場合には、あらかじめ災害ボランティアセンターから「災害派遣等従事車両証明書に係る災害ボランティア証明書」により承諾を受ける必要があるため、手順等について災害ボランティアセンターの設置組織（市町村社会福祉協議会）と十分協議の上で実施する必要がある。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第5章 ヘリコプターの活用

（県危機管理局、県福祉保健部、市町村、警察本部、消防局、自衛隊、大阪航空局、第八管区海上保安本部）

第1節 目的

被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送等について各機関のヘリコプターを有効に活用することを目的とする。

第2節 災害対応するヘリコプターの種類と形態

1 ヘリコプターの活動内容

活動種別	内容	対応可能機関
情報収集活動	ヘリコプターテレビ電送システム等を活用し、被災地の状況等、災害情報の収集	県消防防災航空センター・警察・海上保安庁・自衛隊・民間
救助活動	ホイスト装置等を活用し、地上部隊が接近困難な場所等での救助、救出	県消防防災航空センター・警察・海上保安庁・自衛隊
救急活動	交通遠隔地からの患者搬送、高度医療機関への緊急搬送	県消防防災航空センター・海上保安庁・自衛隊・ドクターヘリ
消火活動	消火バケツ等を活用した空中消火	県消防防災航空センター・自衛隊
人員、物資輸送	医師、看護師、救助隊等の人員輸送及び飲料水、食糧、医薬品等の救援物資輸送	県消防防災航空センター・警察・海上保安庁・自衛隊・民間
その他	ヘリコプターの活用が有効な活動	

2 災害対応するヘリコプターの種類と要請の概要

種別	要請元・要請手順	備考
県消防防災ヘリコプター	県、市町村、消防局	
緊急消防援助隊（消防防災ヘリコプター）	・被災地組合等の長→知事→消防庁長官 ・知事→消防庁長官 ・消防庁長官による出動の求め又は指示（消防庁長官が各地方公共団体へ求め又は指示）	地上部隊も含めた応援を要請する場合
大規模特殊災害時における広域航空消防応援（消防防災ヘリコプター）	被災地組合等の長→知事→消防庁長官（実務では、要請側と応援側が直接連絡）「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による。	消防防災ヘリコプターのみでの応援を要請する場合
広域警察航空隊	県公安委員会→他都道府県公安委員会	
警察本部航空隊ヘリコプター	知事→警察本部長	
海上保安庁ヘリコプター	知事→第八管区海上保安本部長	
自衛隊ヘリコプター	知事→第8普通科連隊長等	災害派遣
関西広域連合ドクターヘリ	鳥取県→関西広域連合広域医療局	広域災害時のドクターヘリ運航に係る要領による関西広域連合管内共通の運用
中国地方5県ドクターヘリ	鳥取県→島根県・岡山県・広島県・山口県→基地病院	中国地方5県ドクターヘリ広域連携に係る基本協定による災害時の広域的運用
民間ヘリコプター		ドクターヘリ 災害対応機関チャーター機

3 主な災害対応ヘリコプター等の概要

県内に常駐するヘリコプターは、鳥取県消防防災航空隊（1機）鳥取県警察航空隊（1機）第八管区海上保安本部美保航空基地（2機、なお、固定翼機も2機保有）鳥取県ドクターヘリ（1機）の計5機である。

詳細については、資料編参照のこと。

（1）鳥取県消防防災ヘリコプター「だいせん」

ア 運航規程

- ・鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理要綱
- ・鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領

イ 運航体制

（ア）常駐基地 鳥取空港内（消防防災航空センター）

（イ）活動日 365日（定期検査、点検整備の期間を除く）

(ウ) 運航時間 緊急時においては、日の出から日没まで。ただし大規模災害時において、総括管理者が特に必要と認める場合は夜間における災害応急対策活動（赤外線カメラによるヘリテレ映像の配信等）を行う。（市街地及び海岸線の地域に限る）

(エ) 消防防災ヘリコプターに関する協定

- ・県と県内の広域行政管理組合等との間で航空消防活動に関する支援について「鳥取県航空消防支援協定」を締結。
- ・ヘリコプターの点検整備等の運航不能時における相互応援について「鳥取県と島根県の消防防災ヘリコプター運航不能期間等における相互応援協定」、「兵庫県と鳥取県の消防防災ヘリコプター相互応援協定」及び「中国五県消防防災ヘリコプター相互応援協定」を締結している。

ウ 活動

県は、消防防災ヘリコプターを用いて、以下の活動を行う。

(ア) 航空消防支援

県は、災害等が発生した地域を管轄する消防局、市町村からの支援要請、又は自らの判断により、次の活動を行う。なお、活動に当たっては、航空機を保有する関係機関と連携をとるものとする。

- | | |
|-----------------------|----------|
| a 災害応急対策活動（情報収集伝達を含む） | b 火災防衛活動 |
| c 救急活動 | d 救助活動 |

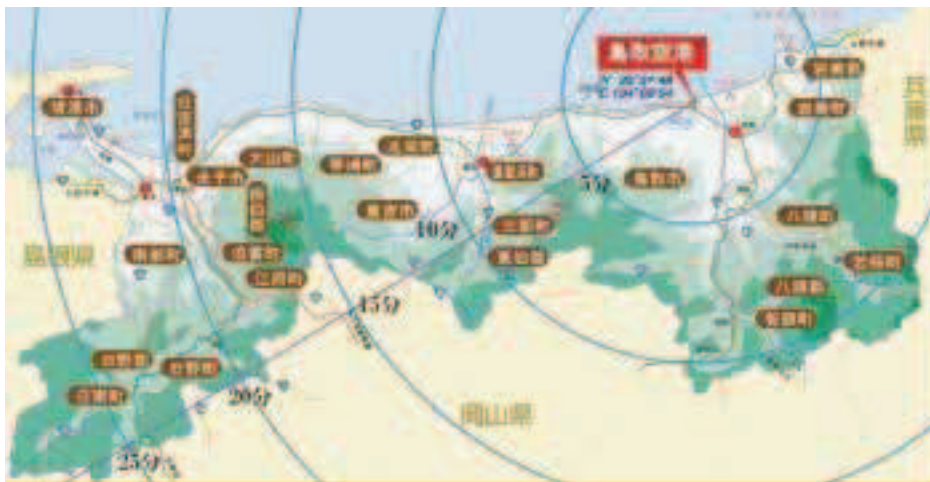
(イ) 緊急消防援助隊（航空小隊）

出動要請、受援計画は第4部第4章「消防活動」参照。

(ウ) 大規模特殊災害時における広域航空消防応援

- ・他の都道府県の消防防災ヘリコプターによる応援を求めるもの。
- ・大規模特殊災害のうち地上部隊の応援を必要としない場合に適用される。
- ・「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき実施される。

【参考】ヘリコプターによる県内各地への所要時間（巡航速度 250km/h の場合）



第3節 ヘリコプターの受援体制

1 鳥取県航空運用調整会議

- (1) 平時においては、「ヘリコプター災害対策活動計画」及び「ヘリコプター安全運航確保計画」の策定、見直し等を実施。
- (2) 大規模災害発生時においては、ヘリコプター運用調整班に関係職員を派遣し、効率的な防災活動を支援。

2 航空運用調整班

- (1) 各機関の災害対応へ航空機（無人航空機を含む。本項目において以下同じ）~~ヘリコプター~~が多数活動する場合、効果的な活動と航空安全の確保を目的に、必要に応じ県災害対策本部内に設置する。
- (2) 県災害対策本部からの航空機のヘリコプター活動要請に対して、対応機関、離着陸場、燃料補給等、必要な調整を実施する。
- (3) 災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて航空運用調整班は国（国土交通省）に対して緊急用務空域の指定を依頼する。

＜想定される業務＞

- ・自衛隊による局地情報提供に関する調整
 - ・国（国土交通省）に対する緊急用務空域の指定依頼
- （指定された際には無人航空機の飛行許可申請に係る調整）

3 緊急消防援助隊航空小隊の受援体制

鳥取県緊急消防援助隊航空小隊受援計画を参照。

4 ヘリコプター離着陸場

(1) 選定上の留意点

ヘリコプター離着陸場は、資料編「ヘリコプター離着陸場一覧」及び次の事項を参考に選定する。

(2) ヘリコプター活動拠点の種別

種別	選定基準	選定場所
ヘリベース	災害の終始を通じて、緊急消防援助隊航空小隊の運用に関する指揮を実施し、かつ駐機、給油、整備、整備及び宿泊（近隣宿泊を含む）が可能な拠点及び航空小隊の進出拠点（集結場所）。	鳥取空港（使用不可又は遠隔地の場合は米子空港）
フォワードベース	被災地近傍の場外離着陸場等で、ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全かつ効果的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、整備・物資等の積み降ろしが可能な拠点。	ヤマタスポーツパークサブグラウンド 東郷湖羽合臨海公園多目的広場 鳥取県消防学校
ランディングポイント	ヘリベース、フォワードベース以外で救助者や緊急物資の陸上部隊引継ぎなどの災害対応のための離着陸を行う地点。	原則として「ヘリコプター離着陸場一覧」の中から選定する。
孤立地区からの避難者搬送先（治療を必要としない要救助者の搬送先）	近くに体育館等一時的な受入れ施設がある場所。	ヤマタスポーツパークサブグラウンド 鳥取県消防学校など
救急患者の搬送先 病院間搬送の搬出元	病院の屋上又は敷地内で、患者の搬入、搬出に救急車を必要としない場所が望ましい。	県立中央病院・厚生病院・智頭病院・鳥大医学部附属病院
消火活動時	ヘリコプター給水場所付近で、ヘリコプターが消火バケツ等取り付け可能な場所。	原則として「ヘリコプター離着陸場一覧」の中から選定する。
救援物資の搬送先	物資が大量の場合は大型ヘリが着陸可能な場所、孤立地区の場合は地区毎に選定。	原則として「ヘリコプター離着陸場一覧」の中から選定する。

5 燃料補給体制

- ・多数機集結時、空港の燃料補給車だけでは間に合わないため、ヘリコプターの乗員で補給可能なドラム燃料による燃料補給体制を構築する。
- ・緊急消防援助隊が出動した場合は、「大規模災害時における航空燃料の供給及び輸送等の協力に関する協定」に基づき燃料の手配を実施する。また、必要に応じ、消防防災ヘリコプターの燃料補給に関する輸送体制の構築を総務省消防庁に依頼する。
- ・自衛隊ヘリコプターは燃料の種類が異なるため、自衛隊施設及び補給部隊からの燃料補給を原則とする。
（参考）海上保安庁ヘリコプターは、ヘリコプター搭載型巡視船での燃料補給も可能。

第4節 ヘリコプター活用の留意事項

1 ヘリコプターの特長

(1) 機動性

- ・空中停止（ホバリング）ができる。
- ・通常、鳥取空港から米子空港まで30分程度で飛行できる。

(2) 物資搬送

- ・機内搭載及び機外に吊下げての輸送が可能。
- ・輸送重量等により給油量を調整するため作業内容によって飛行可能時間が異なる。
- ・物品の重量、容積、形状等によっては、輸送できないものもある。
- ・鳥取防災機の場合の輸送重量と飛行時間の例。
輸送量 1,200Kg の場合、飛行可能時間 15分
輸送量 570Kg の場合、飛行可能時間 120分

(3) 活動時間（県消防防災ヘリの場合）

- ・2時間程度で給油が必要。（1時間で約520リットルの燃料を消費）

(4) 運航不能期間等

- ・県消防防災ヘリの場合、定期点検等のため年間60日程度の運航不能期間がある。
- ・強風、視界不良等で運航不能な場合がある。
- ・夜間運航の可否は各機関の運航規程、機体整備等により異なるが、空港間の人員搬送、物資搬送、市街地及び海岸線の地域における高い高度からの情報収集等に限定される。

(5) 任務ごとに整備、搭載資器材の変更や燃料調整（重量調整）が必要。

- (6) ダウンウォッシュ（吹き下ろしの強風）があるため危害防止が必要。
- (7) ホイスト装置（ワイヤーケーブル巻上装置）又は機体フックを装備している機体は、着陸不可能でも人員、物資を地上へ降下させることができる。
- (8) 着陸場所には、機体の大きさ以上の空間と整地された接地面が必要。

2 ヘリコプター要請時の留意点

- ・応援機が必要最低限の装備、積載品となるように極力任務内容を絞り込む。
- ・消火活動は自己給水を原則とし、消火バケット吊下げ機、消火タンク取付機別に水利、火災規模に応じた機数で班編成する。なお同一班のうち1機は給油中の機体として機数算定する。
- ・救急活動は現場救急の他、多数傷病者により医療機関が満床となった場合の転院搬送機も確保する。また県外（非被災地）への広域搬送は、空港までをヘリコプター、空港間を固定翼機など効率的な搬送システムを構築する。

3 ヘリコプター運用時の留意点

- ・装備、機体特性を考慮し、任務内容に適した機体を選定する。
- ・任務内容に応じた集中運用、分散運用を適切に区分する。
- ・市街地等限定された空域での活動は、河川、鉄道、幹線道路などヘリコプターから視認可能な目標により活動エリアを設定する。
- ・2地点間のピストン輸送等、同一経路を多数機が飛行する場合は、海岸線、河川などを目標に往路、復路のコースを指定する。（航空機の基本は右側通行）

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

災害応急対策編（共通）

第8部

食糧・物資調達供給計画

第1章 食糧の供給

（農林水産省、県危機管理局、県商工労働部、県農林水産部、県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、被災地における被災者及び災害応急対策実動隊員等に炊き出し又は現物で給与し若しくは供給する食糧について、必要な食糧の確保とその確実な供給を期することを目的とする。

第2節 実施主体

- 1 被災した住民への食糧の供給は、市町村が行う。
- 2 当該市町村だけではその実施が困難な場合は、県が供給を支援する。
- 3 発災直後から市町村の食糧供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄食糧による対応に努める。

第3節 供給の実施及び供給に当たっての留意事項

1 食糧の供給に係る主な流れ

- (1) 備蓄食糧の供給
- (2) 不足分に係る供給要請
- (3) 輸送
- (4) 配分、炊き出し

2 備蓄食糧の供給

- (1) 市町村は、自ら備蓄する食糧を被災者に対し可能な限りニーズに応じて供給・配分するとともに市町村内（集積場所、一時保管場所から避難所など）の配分体制を整備するものとする。
- (2) 県（危機管理局又は県本部事務局）は、被災地外の市町村と連携して備蓄している食糧について、被災地の状況及びニーズを考慮の上、供給先等を調整して配分するものとする。その際、事態に照らし緊急を要し、市町村の状況把握が困難で市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待つことなく、市町村に対し食糧を輸送するものとする。
- (3) 食糧の供給に当たっては、避難所以外の住民（在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等）についても留意する。

3 不足分に係る供給要請、調達

県（県本部）は、県内市町村の備蓄食糧だけでは対応できない場合には、次により供給要請の連絡調整を行うものとする。

(1) 供給対象者数の確認

県（危機管理局又は県本部事務局）は、各市町村からの避難者数等の情報をもとに、供給対象者数を概算する。

(2) 県（農林水産部・生活環境部）は、「災害時における生活関連物資の調達に関する協定」を締結している事業者等と連絡調整を図り、供給能力の把握に努める。

(3) 供給食糧の品目及び数量の決定

ア 県（危機管理局又は県本部事務局）は、関係機関と連絡調整を行い、供給する食糧の品目及び必要数を決定する。

イ 供給する食糧は、弁当、おにぎり、米穀、パン（調理パン）、インスタント食品、レトルト食品、乾パンなどから、被災地の実情に応じて選定する。この際、粉ミルク及び離乳食（アレルギー対応食品を含む）、お粥等のやわらかい食品など、要配慮者の態様に応じた食糧の供給に努める。

ウ 情報が得られない市町村分については、県職員を派遣するなどして情報の入手に努める。

エ 時機を失することなく初動期の食糧調達を行うためには、迅速に調達先及び必要数量を決定した上で発注を行う必要があるため、必要に応じて見込み数量により発注を行うものとする。

(4) 供給に係る優先度決定

供給数量が必要数に満たない場合には、供給の緊急度、優先度を勘案しつつ決定するものとする。

(5) 供給食糧の調達

ア 県（農林水産部・生活環境部）は、(3)により決定された食糧の品目及び数量について、協定を締結している事業者等から食糧の調達を行う。

イ なお、必要に応じて、以下の調達を行う。

(ア) 相互応援協定を締結している各県に対し、食糧の供給を依頼する。

(イ) 災害救助法が適用され、必要となる場合において、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に対し、災害救助用米穀等の供給を要請する。

a 市町村長は、各総合事務所農林局（東部圏域においては東部農林事務所）を通じ、県に米穀等の必要数量を報告する。

b 市町村長は、通信等の途絶により県と連絡できない場合は、直接農林水産省農産局農産政策部貿易業

務課に供給を要請するものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

農産局農産政策部貿易業務課の連絡先	電話番号 03-6744-1353／ファクシミリ 03-6744-1391
-------------------	---------------------------------------

(6) 輸送先、引受責任者等の周知確認

ア 県（危機管理局又は県本部事務局）は、供給食糧の品目、数量、供給先、供給予定日時を市町村に周知する。

イ 県（危機管理局又は県本部事務局）は、各市町村に対し、輸送先ごとの引受責任者を確認する。

(7) 一時集積（保管）場所の決定

避難所とは別に、食糧の一時的な引受場所を設けて供給を実施することが効果的である場合には、県（県本部）は、当該一時集積場所をあらかじめ定め、その旨を市町村に周知する。

4 輸送

(1) 輸送実施者

ア 食糧の輸送は、事情の許す限り当該食糧を供給する者に依頼することとする。

イ この場合において、県（農林水産部・生活環境部）は、輸送日時、輸送先、輸送経路や交通規制に係る情報、引受責任者を輸送実施者に対し連絡し、輸送の円滑な実施を図る。

ウ 県（危機管理局又は県本部事務局）又は県警察本部は、必要に応じ、緊急通行車両の標章を発行する。

（第7部第4章「緊急通行車両の確認」を参照）

エ ただし、食糧を供給する者による輸送対応が困難な場合には、県が輸送する。

(2) 引受要員の確保

県（危機管理局又は県本部事務局）は、市町村に対し、引受要員の選定・確保を依頼する。市町村が実施できないときは、県職員を派遣するなどして要員の確保にあたる。

(3) 集積場所の確保

県又は市町村は、当該食糧の引受のためのスペースを確保する。

(4) 一時保管

当該食糧を、避難所等に対し即時供給する必要がない場合、又は中継のため一時保管しておく必要がある場合には、保管のための人員及び消費期限等を考慮しつつ保管するものとする。

(5) 他の輸送物資との関係

市町村の要望する物資を効率的に輸送するために、食糧と他の生活関連物資等と併せて輸送することが適当な場合は、合送するものとする。

(6) 県外の広域物流輸送拠点（0次物資拠点）の活用

大規模な災害により、県外からの広域的な物資輸送等が必要となった場合、県は県外の物流事業者等と締結している協定に基づき、県外の物流拠点（0次物資拠点）を活用した物資輸送等を県外の物流事業者に要請する。

5 配分、炊き出し

(1) 配分に係る体制の配置

市町村は、避難所等におけるそれぞれの配分責任者をあらかじめ選定しておくなど市町村内（集積場所、一時保管場所から避難所など）の配分体制を整備する。

県は、当該市町村のみでは実施が困難な場合は、職員を派遣するなどして市町村を支援する。

(2) 炊き出し要員の確保（市町村職員、ボランティア、日赤、自衛隊等）

市町村は、炊き出しを実施する場合には、自主防災組織、ボランティアや日赤等の支援を考慮して当該炊き出しのための人員を確保する。

(3) 配分、炊き出し等の住民等への周知

市町村は、食糧の配分や炊き出しを実施する場合には、当該地区住民に対象となる旨を周知する。

また、市町村は、食糧の配分や炊き出しにあたり、食物アレルギーの配慮に努めるものとする。

(4) 要配慮者への優先配分

配分にあたっては、要配慮者に対し、当該食糧が行き渡らないことがないように特に留意するものとする。

(5) 自衛隊への支援要請

県又は市町村は、必要に応じて、自衛隊への炊き出し支援を要請する。（災害派遣の要請については、第4部第7章「自衛隊の災害派遣要請」を参照。）

6 供給食糧の衛生管理等

市町村は、供給食糧について、衛生状態に充分留意して管理するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 住民への食糧の供給

(1) 備蓄食糧の供給

- (2) 不足分に係る供給要請
- (3) 食糧の集積・配分

第2章 生活関連物資の供給

(県危機管理局、県生活環境部、県商工労働部)

第1節 目的

この計画は、被災者に対し供給する被服、寝具その他生活関連物資（以下この章において「救助物資」という。）の確保に努めるとともに、これの適正な給与又は貸与を実施することを目的とする。

第2節 実施主体

- 1 救助物資の給与又は貸与の実施は、市町村が行う。
- 2 当該市町村だけではその実施が困難な場合は、県が供給を支援する。
- 3 災害発生直後から救助物資の供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄物資による対応に努める。

第3節 救助物資の確保、調達及び配分の措置

1 救助物資の供給に係る主な流れ

- (1) 備蓄物資の供給
- (2) 不足分に係る供給要請、調達
- (3) 輸送、配分及び保管
- (4) 緊急調査及び監視

2 備蓄物資の供給、配分

- (1) 市町村は、自ら備蓄する救助物資を被災者に対し供給・配分するとともに市町村内（集積場所、一時保管場所から避難所など）の配分体制を整備するものとする。この際、避難所以外の住民（在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等）についても留意する。
- (2) 県（県本部）は、被災地外の市町村と連携して備蓄している救助物資について、被災地の状況及びニーズを考慮の上、供給先等を調整して配分するものとする（下表を参考のこと）。その際、事態に照らし緊急を要し、市町村の状況把握が困難で市町村からの要請を待つとまがないと認められるときは、要請を待つことなく、市町村に対し物資を輸送するものとする。

3 不足分に係る供給要請、調達、配分

県（県本部）は、県内市町村の備蓄物資だけでは対応できない場合には、次により供給要請の連絡調整を行うものとする。

(1) 供給対象者数の確認

県（危機管理局又は県本部事務局）は、各市町村からの避難者数等の情報をもとに、供給対象者数を概算する。

(2) 供給能力の把握

県（生活環境部）は、「災害時における生活関連物資の調達に関する協定」を締結している事業者等と連絡調整を図り、供給能力の把握に努める。

(3) 救助物資の品目及び数量の決定

県（危機管理局又は県本部事務局）は、関係機関との連絡調整を行い、供給する被服・寝具・その他生活関連物資の品目及び必要数を決定する。

情報が得られない市町村分については、県職員を派遣するなどして情報の入手に努める。

(4) 供給に係る優先度決定

供給数量が必要数に満たない場合には、供給の緊急度、優先度を勘案しつつ決定するものとする。

(5) 調達先の決定

ア 県（生活環境部）は、(3)により決定された食糧の品目及び数量について、協定を締結している事業者等から物資の調達を行う。

イ なお、必要に応じて、協定を締結している事業者の例により、相互応援協定を締結している各県に対し、救助物資の供給を依頼する。

4 輸送

(1) 集積場所の確保

県（危機管理局又は県本部事務局）及び市町村は、救助物資の引受のためにあらかじめ定めた集積場所を確保する。

(2) 輸送実施者

ア 救助物資の輸送は、事情の許す限り当該物資を供給する者に依頼し、集積場所まで直接輸送することを基本とする。

イ この場合において、県（生活環境部）は、輸送日時、輸送先、輸送経路や交通規制に係る情報、引受責任者を輸送実施者に対し連絡し、輸送の円滑な実施を図る。

ウ 県（危機管理局又は県本部事務局）又は警察本部は、必要に応じ、緊急通行車両の標章を発行する。（第7部第4章「緊急通行車両の確認」を参照）

エ ただし、物資を供給する者による集積場所までの輸送対応が困難な場合には、県が輸送する。

(3) 引受要員の確保

県（危機管理局又は県本部事務局）は、市町村に対し、引受要員の選定・確保を依頼する。市町村が実施で

きないときは、県職員を派遣するなどして要員を確保する。

(4) 他の輸送物資との関係

市町村の要望する物資を効率的に輸送するために、食糧と他の生活関連物資等と併せて輸送することが適当な場合は、合送するものとする。

(5) 県外の広域物流輸送拠点（0次物資拠点）の活用

大規模な災害により、県外からの広域的な物資輸送等が必要となった場合、県は県外の物流事業者等と締結している協定に基づき、県外の物流拠点（0次物資拠点）を活用した物資輸送等を県外の物流事業者に要請する。

5 保管

(1) 一時保管当該県及び市町村は、救助物資を、避難所等に対し即時供給する必要がある場合、又は中継のため必要がある場合には、輸送拠点等に一時保管するものとする。

(2) 県及び市町村長は、救助物資の引継ぎを受け配分するまでの間は、保管場所の選定、警備等十分な配慮をするものとする。

(3) 被災者に対して配分した後の残余救助物資についても前項と同様とし、県の指示によって処置するものとする。

6 緊急調査及び監視等

(1) 県（生活環境部）は、災害時の便乗値上げ等の価格高騰を防止するための緊急調査及び価格監視を行う。

(2) 物価監視を行った結果により、価格の高騰又は供給不足が生じて県民生活に悪影響が生じるおそれがあると判断した場合、県は必要に応じて関連法令に基づき適切な措置を講じるものとする。

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）に基づく対象物資の指定に関する国への要請など

国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に基づく対象物資の指定に関する国への要請など

(参考) 災害時の物資ニーズの目安（食糧、生活関連物資等）

必要時期	需要	必要物資（共通）	地震災害	水災害	その他
発災当日	高	非常食（乾パン、アルファ化米）、粉ミルク、ほ乳瓶、飲料水、ろ水機、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、毛布、ラジオ、懐中電灯、乾電池、ろうそく、ライター、携帯トイレ、仮設トイレ、トイレットペーパー、ゴミ袋、カセットコンロ	テント、発電機、投光器		*冬季 暖房機器、燃料
	中	暖房機器、燃料、石油ポンプ		土のう	
	低	筆記用具			
2～3日目	高	食料品（弁当、おにぎり、柔らかい食事）、粉ミルク、飲料水、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、雑巾、毛布、携帯トイレ、仮設トイレ、トイレットペーパー、ガムテープ、ロープ、ゴミ袋、軍手、ゴム手袋、簡易ベッド、ついたて	防水シート、運搬機器（リヤカー、乳母車、一輪車）、懐中電灯、乾電池、ろうそく、ライター、衣類、靴	雨具、長靴、清掃用具、水切り用具、スコップ、ポリバケツ、寝具	*冬季 暖房機器、燃料 *夏季 冷房機器、反射シート *出水季 防水シート
	中	暖房機器、燃料、石油ポンプ、洗面具（洗面器、歯ブラシ）、防塵マスク	食器類、貯水容器	消毒剤、消臭剤	
	低	筆記用具	住宅地図		
4日目以降	高	食料品（炊き出し、弁当、おにぎり、柔らかい食事）、粉ミルク、飲料水、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、雑巾、携帯トイレ、仮設トイレ、携帯トイレ、ガムテープ、ゴミ袋、軍手、ゴム手袋	防水シート、運搬機器（リヤカー、乳母車、一輪車）、仮設トイレ、携帯トイレ、ロープ	携帯トイレ、清掃用具、水切り用具、スコップ、ポリバケツ、寝具	
	中	洗面具（洗面器、歯ブラシ）、防塵マスク、燃料	食器類、貯水容器	消毒剤、消臭剤	
	低	衛生用品（石けん、シャンプー、爪切り、洗剤）、筆記用具	調味料、調理器具、衣類、靴、毛布、扇風機		

*季節や天候等の条件によって、ニーズが異なるため注意すること。

*要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いにも配慮すること。

*地震時にはがれき処理、風水害時には汚泥処理等、住居の復旧のために必要な物資に留意すること。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下

のとおりである。

- 1 住民への救助物資の供給
 - (1) 備蓄物資の供出
 - (2) 不足分に係る供給要請
 - (3) 救助物資の集積・配分

第3章 飲料水の供給

（県生活環境部、県商工労働部）

第1節 目的

この計画は、災害のため飲料水等が枯渇し、又は汚染されて現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、関係機関の協力のもとに飲料水等の供給を図ることを目的とする。

第2節 実施主体

被災者に対する飲料水の供給の実施は、市町村が行う。ただし、当該市町村だけではその実施が困難な場合は、県が供給を支援する。

第3節 飲料水の確保、調達及び配分の措置

1 飲料水の確保

市町村は、概ね次の方法により飲料水を供給し、又は確保するものとする。

ただし、一時的な断水や給水制限があった場合を除いては、長期的かつ大量の飲料水の供給が必要となり、自己調達のみでは対応が困難であることが予想されるため、早急に応援要請の是非を検討し、応援要請から応援実施までに要する時間を勘案の上、必要に応じて早期に応援要請を行うものとする。

- (1) ボトルウォーターを供給する。（備蓄品を優先配布）
- (2) 災害用給水袋を配布する。（備蓄品又は調達品）
- (3) 被災地に近い水源地から給水車又は給水タンク等により運搬供給する。
- (4) 可搬式浄水器の浄水等により、飲料水を確保する。
- (5) 災害対応自動販売機を設置している場合は、災害時モードに切り替え、飲料水を無償提供する。

2 不足分に係る供給要請、調達

県（生活環境部）は、市町村から飲料水の供給について応援要請があったとき、又は緊急時においては、次の方法により飲料水の供給を実施し、計画的な給水を行うよう応援するものとする。

より具体的な給水応援計画は、県（生活環境部）が定める「地震時における水道の応急対策行動指針」（資料編を参照）に基づいて実施する。

- (1) 自衛隊への給水支援を要請する。
- (2) ボトルウォーターの調達を行う。
- (3) 各県に対し、飲料水の調達について応援の要請をする。
- (4) 応援給水が円滑に行えるよう、隣接市町村など各要請機関との調整を行う。
- (5) 給水用機械器具等を調達し、又はこれらを所有する機関（県内市町村、他の都道府県等）に要請する。

3 留意点等

- (1) 飲料水が汚染されたと認められるときは、浄水装置等により浄水して供給する。
- (2) 飲料水に防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、消毒剤等により適切に処理する。
- (3) 住民に対して節水の励行を呼びかける。
- (4) 県及びその他関係機関と連携し、上水道の早期復旧を図る。
- (5) 水の供給は、可能な限り、要配慮者、避難所、医療施設、福祉施設に優先して供給するものとする。
- (6) 飲料水の供給に当たっては、避難所以外の住民についても留意する。

第4節 その他の水の供給

飲料に供しない水の供給については、その用途に応じ、飲料水の供給方法の準用・井戸水、河川、湖沼の水の利用等により行う。（用途の例）医療、清拭、洗顔、洗濯、トイレ排水等

第5節 広報

給水を実施する場合には、県及び市町村、その他関係機関で連携して給水場所及び時間等について広報を実施する。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 住民への飲料水の供給
 - (1) 備蓄飲料水の供給
 - (2) 不足分に係る供給要請
 - (3) 飲料水の集積・配分

災害応急対策編（共通）

第9部

保健衛生対策計画

第1章 トイレ対策

(県危機管理局、県生活環境部)

第1節 目的

この計画は、災害発生時における被災者のトイレ確保について定めることを目的とする。

- (1) 仮設トイレの設置、維持
- (2) 携帯トイレの配付
- (3) 既存トイレの復旧、維持

*以下、本章及び災害予防編第9部第1章「トイレ確保体制の整備」において、次のとおり記載する。

仮設トイレ：設置工事を伴うトイレ（又は比較的大型な可搬式のトイレ）で、バキュームカーによるくみ取りの必要があるもの。【例：イベント用レンタルトイレ等】

マンホールトイレ：防災拠点及び避難所周辺に設置するマンホール一体型のトイレで、バキュームカーによるくみ取りの必要がないもの。

携帯トイレ：小型の据え置きトイレで、バキュームカーによるくみ取りの必要がないもの。【例：医療用ポータブルトイレ】

又は、携帯可能な蓄便袋の類【例：カー用品の蓄便袋】

既存トイレ：災害発生前から住居、公共施設等に設置されているトイレ設備。

第2節 トイレ対策の留意点

トイレ対策の実施責任者は、次の点に留意して対策を講ずるものとする。

1 迅速な初動対応

トイレの確保は、被災直後から直ちに必要になるため、被災状況等を見極め、早急に応急対策を行うものとする。

2 対応窓口の一本化

トイレ対策は多岐にわたり、状況に応じてとるべき対応が異なることに留意する。

また、複数の手段を複合的に行うため、対策の総合調整を行う窓口を設けるものとする。

3 予見に基づく準備

物資の調達や、応援の要請を行う場合、相当の日数を要する可能性があるため、今後必要となる措置をあらかじめ想定し、早期にその対策を講ずるものとする。

特に仮設トイレや携帯トイレについては、風水害等による浸水予測や地震・津波の被害想定（震災対策編第1部第2章「被害想定」）等を踏まえた必要数量を平時から把握し、その調達体制を整えておくものとする。その際、避難所に避難する者以外の被災者が必要とするトイレの数量についても勘案する必要がある。

また、計画的にし尿収集が実施できるよう、現地の状況や処理場の処理能力等を十分に把握し、必要となる応援要請を早期に講ずるものとする。

4 複数手段の活用

特に初動段階では、物資等が不足して十分な対応をとることが困難である。

隙間のない対策を行うため、複数の手段を補完的に行い、その効果を高めるものとする。

5 既存トイレの早期復旧

使用不能な状態にある既存トイレの機能を回復させることで、トイレ対策は順次解決していくため、できる限り早急に既存トイレを復旧させるものとする。（水引き後間もなくのくみ取り収集等）

6 利用者への配慮

非常時ではあるが、できる限り利用者のプライバシーを尊重した対策に努めるものとする。

- (1) 男女別のトイレの確保及び設置
- (2) 高齢者・障がい者などの要配慮者への対応や、雨天時あるいは夜間に安心して利用できる周辺整備等への配慮

第3節 実施責任

- 1 被災地のし尿の収集及び処理は市町村が実施するものとする。
 - 2 仮設トイレ及びマンホールトイレの設置は、県が保有するものは県が行い、それ以外（協定により確保するレンタルトイレ等）は市町村が行う。
 - 3 携帯トイレの調達及び配付は、市町村が実施するものとする。
 - 4 市町村が実施する業務について、当該市町村のみで処理することが困難な場合は、県又は県内外の市町村に応援を要請するものとする。
- この場合において、災害の規模等に照らし、県は直ちに支援準備に着手し、応援要請の要否を確認しながら支援するものとする。

第4節 応援を求める手続き

1 し尿処理の応援

- (1) 市町村がし尿処理の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - ア 処理が所要な地域
 - イ 期間
 - ウ 応援を求める人員、機材
 - エ 応援を求める業務の範囲
 - オ その他参考事項
- (2) 県は、応援を求められたときは、直ちにし尿処理業務の実施について被災地域外の市町村に応援を要請するとともに、あらかじめ協定を締結している廃棄物関係団体に対し協力要請を行い、関係市町村を加えた三者間で協議・調整を行いながら、し尿処理業者のあっせん等により必要な処理体制を構築するものとする。

2 仮設トイレ、携帯トイレ調達の応援

- (1) 市町村が仮設トイレ設置の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - ア 設置予定地域
 - イ 設置予定期間
 - ウ 必要な台数又は使用する人数
 - エ その他参考事項
- (2) 市町村が携帯トイレ調達の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - ア 配付予定地域
 - イ 配付予定期間
 - ウ 必要な個数又は必要な人数
 - エ その他参考事項
- (3) 県は、応援を求められたときは、直ちに次のとおり必要な措置を講ずることとする。

なお、救助物資の輸送は、事情の許す限り当該物資調達先に依頼し、当該物資調達先に依頼できないときは、第7部第1章「緊急輸送の実施」の定めるところにより輸送する。

 - ア 被災地域外の市町村に対する応援の要請
 - イ 他都道府県に対する応援の要請
 - ウ 仮設トイレの貸し出しが可能な業者への応援の要請（仮設トイレ設置の場合）
 - エ 携帯トイレの提供が可能な業者への対応要請（携帯トイレ配布の場合）

第5節 し尿処理の実施方法

1 実施組織

市町村は、し尿の処理を要する地域、数量等に応じ、民間処理業者への委託又は雇い上げ等により、し尿処理班を編成するものとする。

2 収集及び処理の方法

- (1) し尿の処理は、原則としてし尿処理場で行うものとする。
- (2) し尿処理場が機能しないとき等、やむを得ない場合は、市町村は環境衛生上支障のない方法でし尿処理を行うものとする。
- (3) 市町村は、(2)の場合に備えて、下水道管理者等の関係者と協議の上、これらの処理方法、予定場所、防疫用薬品の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。
- (4) 市町村は、水道や下水道の被害状況、避難所の開設状況、仮設トイレ及びマンホールトイレの設置状況等を把握し、できる限り効率的かつ衛生的な収集及び処理を行う。

第6節 仮設トイレの設置及び維持管理の方法

1 設置の基準

- (1) 市町村は、避難所の生活者数、ライフラインの支障の程度、下水道普及率等に応じた仮設トイレの必要数量を平素から定めておく。
 - (2) 仮設トイレの設置の必要が生じた場合、市町村は、前項で定めた必要数量を元に、仮設トイレの設置計画を決定する。
- 仮設トイレの設置に当たっては、避難所の規模、立地条件、上水道等の環境に対する影響等を勘案の上、被災地のニーズに応じて設置場所を定めるものとする。
- また、し尿収集等、設置後の維持管理に支障が生じない場所を選定するものとする。
- (3) 設置後の簡易な清掃等の日常的な維持管理については、できる限り避難所の生活者が自ら行い、円滑なトイレの使用ができるよう協力を求めるものとする。

~~1 県が行う応急対応~~

- (1) ~~県（生活環境部）は、被災市町村と連絡調整を図り、県が保有する仮設トイレを設置する市町村を決定するものとする。なお、仮設トイレを設置する具体的な場所は、被災地のニーズに応じて市町村が決定する。~~

~~（2） 県が保有する仮設トイレの輸送は、第7部第1章「緊急輸送の実施」により行う。~~

2 市町村が行う応急対応

- （1） 市町村は、避難所開設等に伴う仮設トイレの設置を、避難所の立地条件等を考慮して行うものとする。
~~仮設トイレの設置に当たっては、避難所の規模、立地条件、上水道等の環境に対する影響等を勘案の上、被災地のニーズに応じて設置場所を定めるものとする。~~
~~また、し尿収集等、設置後の維持管理に支障が生じない場所を選定するものとする。~~
- （2） 市町村は、仮設トイレを地下水等が汚染しないような場所を選定して設計し、閉鎖に当たっては消毒実施後に埋没するものとする。
- （3） 市町村は、被災地のニーズに応じ仮設トイレを**確保し借り上げ**、避難所に配置する。
- （4） 市町村は、仮設トイレに必要な消耗品の配布を行う。

3-1 県が行う応急対応

- （1） 県（生活環境部）は、被災市町村と連絡調整を図り、県が保有する仮設トイレを設置する市町村を決定するものとする。なお、仮設トイレを設置する具体的な場所は、被災地のニーズに応じて市町村が決定する。
- （2） 県が保有する仮設トイレの輸送は、第7部第1章「緊急輸送の実施」により行う。

3-2 設置の基準

- （1）~~市町村は、避難所の生活者数、ライフラインの支障の程度、下水道普及率等に応じた仮設トイレの必要数量を平素から定めておく。~~
- （2）~~仮設トイレの設置の必要が生じた場合、市町村は、前項で定めた必要数量を元に、仮設トイレの設置計画を決定する。~~

第7節 携帯トイレの配付及び調達の方法

1 市町村が行う応急対応

- （1） 被災の状況に応じ、避難所等において携帯トイレの配布を行うものとする。
- （2） 被災の状況に応じ、既存トイレが使用不能な住民に対しても携帯トイレの配布を行うものとする。
- （3） 市町村は、携帯トイレに必要な消耗品の配布を行う。
- （4） 市町村は、必要に応じて避難所以外のトイレが使用できない被災者への蓄便袋等を配布する。
- （5） 収集した蓄便袋等については、各市町村の分別の区分に従い、市町村が処理する。

2 県が行う応急対応

市町村の要請に応じて、不足する携帯トイレを確保する。

第8節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害発生時のトイレ確保対策の実施
- 2 地域内のトイレ設置状況のマップ化（トイレマップ）の推進
- 3 被災地のし尿収集及び処理
- 4 仮設トイレ及びマンホールトイレの設置
- 5 携帯トイレの調達及び配布
- 6 し尿処理及び災害用トイレ調達に関する応援要請

第2章 障害物の除去

(県生活環境部、県県土整備部)

第1節 目的

この計画は、津波、山くずれ、河川の崩壊等によって、道路、住居又はその周辺に運ばれたがれき、土石、竹木等の障害物のため日常生活に著しい困難が生じているとき、これを除去し、被災者の保護と生活の安定を図ることを目的とする。

第2節 実施主体

- 1 道路上又は河川上の障害物の除去は、当該道路又は河川の維持管理者がそれぞれ実施するものとする。
但し、電力線・通信線及び電柱等のライフラインに係る占用物件については、各施設の管理者が行うものとする。
- 2 港湾施設に漂流した障害物の除去については、港湾施設（及び漁港施設）の管理者が実施するものとする。
- 3 上記1又は2以外の場合で、災害によって住居等に運び込まれた障害物の除去は、市町村が行う。
- 4 市町村は、当該市町村のみで処理することが困難な場合は、県又は被災地外の市町村に応援を求めるものとする。この場合において、県は直ちに支援準備に着手し、災害の規模等に照らし、応援要請の可否を確認しながら支援するものとする。

(参考：廃棄物別の整理表)

廃棄物の種類	処理実施者	備考
生活ごみ	市町村	・一般的な可燃ごみ、不燃ごみ 等
災害廃棄物	市町村	・損壊家屋、損壊家具 等
災害土砂等	市町村	・家屋等に流入した土砂等
し尿	市町村	・便槽に蓄積したし尿等
道路、河川の障害物	道路管理者 河川管理者	・道路上に転落した岩石等
港湾施設内の漂流障害物	港湾施設管理者 漁港施設管理者	・港湾施設内の巨大な流木等 ※港湾施設内に漂着したビニール袋等の非障害物については、本章により処理

(注) 家屋等に流入した土砂等の損害家屋が一体となり、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合については、これら全体を災害土砂等として、除去を行うものとする。

第3節 市町村による障害物の除去

市町村は、災害廃棄物を自ら若しくは業者に委託し、又は災害廃棄物処理協定の締結団体に要請して、災害廃棄物の収集運搬及び処理を行うものとする。

また市町村は、災害廃棄物等の処理にあたり必要に応じて次の事項を明らかにした上で県に応援を要請するものとする。

- (1) 清掃所要地域
- (2) 清掃期間
- (3) 応援を求める人員、機材
- (4) 応援を求める業務の範囲
- (5) その他参考事項

第4節 県による障害物の除去

1 処理体制の構築

県は、応援を求められたときは、直ちに清掃業務の実施について県内の被災地域外市町村に応援を要請するとともに、あらかじめ協定を締結している廃棄物関係団体に対し協力要請を行い、関係市町村を加えた三者間で協議・調整を行いながら、清掃業者のあっせん等により必要な処理体制を構築するものとする。

また、津波等の被害により、県内において処理を行うことが不可能な大規模災害が発生した際には、近県に又は国を介して他県に災害廃棄物の広域処理を依頼するものとする。

2 障害物の除去

県は、比較的小規模のものについては、各県土整備事務所・総合事務所県土整備局等において処理し、大規模なものについては、建築業者等の協力を得ながら、概ね次により実施する。なお、特に建物等の除去にあつては、市町村と連携を図り個別の要請、指示を受けるなど、除去物件の選定には留意し、硫酸等の有害物質の漏えいや石綿の飛散防止のため、県は応急装置の検討や関係機関へ連絡をするとともに、状況に応じて事業者等に対し、大気汚染防止法等に基づく指導・助言等を行う必要がある。

- (1) 建設業者との提携

県は、建設用資材及び技能者等要員の調達、提供について、関係団体との協定に基づき、資機材及び要員を確保する。なお、県と関係団体との協定により調達、提供された資機材・要員の集積・集合の場所は、県の指示する場所とする。

(2) 日本自動車連盟（JAF）、山陰ELVリサイクル協議会との提携

県及び市町村は、応急対策を行う上で支障となる被災車両の撤去、移動等について、必要に応じて「災害時における被災車両の撤去等に関する協定」に基づき日本自動車連盟中国本部鳥取支部、山陰ELVリサイクル協議会に支援を要請し、県・市町村・警察本部・道路管理者等が連携して実施する。

(3) 海上保安庁、中国地方整備局（港湾空港部又は境港湾・空港整備事務所）との連携

港湾区域内の漂流障害物であって船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるものについては、境海上保安部、中国地方整備局（港湾空港部又は境港湾・空港整備事務所）と連携を密にし除去する。

第5節 除去した障害物の集積場所

1 障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、概ね次の場所に集積廃棄又は保管するものとする。

なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

ただし、災害の状況によっては、海岸、河川敷、緑地帯等を一時使用する。

(1) 災害廃棄物については、市町村があらかじめ指定する仮置き場

(2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

(3) 除去した障害物が二次災害の原因とならないような場所

(4) 広域避難地として指定された場所以外の場所

2 実施者は、集積後に別途処分場への搬入を必要とするものはあらかじめ分別しておく等、当該障害物の最終的な処分方法をできる限り考慮するものとする。

第6節 処理方法

1 生活ごみの処理

(1) ごみの処理は可燃物、不燃物に区分し、可燃物については原則としてごみ焼却場で焼却するものとするが、やむを得ない場合はその他の環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

(2) 自らの処理能力を超える状況となったときは、県内又は県外の市町村等の応援機関に対し、ごみ処理場への搬送及び処理を依頼する。

また、被災地方公共団体は、労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、必要に応じて集積場所や周辺において、大気中の石綿粉じん濃度の測定等の環境モニタリングの実施を検討する。

なお、石綿含有建材等にかかる取扱いについては、原則「災害時における石綿飛散防止にかかる取扱いマニュアル（改訂版）」（平成29年9月 環境省水・大気環境局大気環境課）によること。

（参考：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令）

野外での廃棄物の焼却は原則として禁じられているが、震災、風水害等の災害の予防、応急対策、復旧に必要な最低限の焼却は例外。

2 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理は、上記1及び災害廃棄物対策指針（平成30年3月、環境省環境再生・資源循環局大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）「2-6 災害廃棄物処理」を踏まえて実施する。

（参考）災害廃棄物対策指針（項目抜粋）

1-3-8

○災害時に発生する災害廃棄物

災害時には、通常的生活ごみに加えて、避難所ごみや片付けごみ、仮設トイレ等のし尿を処理する必要がある生活ごみ：家庭から排出される生活ごみ

避難所ごみ：日案所から排出されるごみで、事業系一般廃棄物として管理者が処理する。

し尿：仮設トイレ等からの汲み取りし尿、災害にともなって便槽に流入した汚水

災害廃棄物：住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。

2-2-6 災害廃棄物処理

○発生量・処理可能量・処理見込み量

○処理スケジュール

○処理フロー

○収集運搬

○仮置場

○損壊家屋等の解体・撤去（必要に応じて解体）

○選別・処理・再資源化

- 有害廃棄物・適正が困難な廃棄物の対策
- 津波堆積物
- 災害廃棄物処理事業

3 港湾施設内の漂着ごみ（非障害物）

港湾施設内の漂着ごみ（非障害物）の処理は、上記1に準じて行う。

4 災害廃棄物処理の留意事項

市町村及び一部事務組合が実施した以下の事業等については、環境省が定めた「災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」により、国庫補助の対象となるものがあるので留意すること。

- (1) 災害のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業
- (2) 特に必要と認められた仮設便所、集団避難所より排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの。

5 災害廃棄物処理の国による代行

国（環境省）は、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行うこととされている。特に、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うこととされているため留意を要する。

6 ボランティア等の連携

県及び市町村は、災害廃棄物の処理を、ボランティアやNPO等の支援を得て行う場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に搬出を行うよう努めるものとする。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 障害物の除去の実施
- 2 障害物の除去に関する応援要請
- 3 障害物の集積場所の確保
- 4 生活ごみ、災害廃棄物の処理
- 5 災害廃棄物処理の国による代行

第3章 防疫の実施

（県福祉保健部、県生活環境部、県農林水産部）

第1節 目的

この計画は、災害時にあっては生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等の悪条件が重なり感染症の流行が考えられるため、これを未然に防止するとともに食品衛生、家畜防疫に関し必要な対策を講ずることを目的とする。

第2節 一般防疫

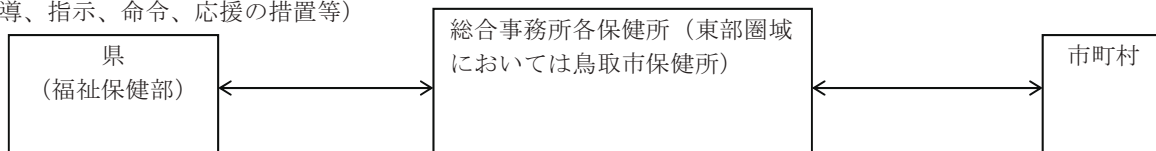
1 実施責任者

- (1) 災害時における防疫は、市町村が実施する。ただし、市町村が実施できないか、又は実施しても不十分であると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）又は予防接種法に基づき必要な措置は県が行う。
- (2) 市町村の被害が甚大で当該市町村のみで防疫を実施できない場合は、他の市町村又は県の応援により実施するものとする。

2 県の防疫措置の実施体制

- (1) 県は必要に応じて災害防疫対策本部を置く。ただし、災害対策基本法に基づく県本部が設置された場合にはこれに含まれるものとする。
- (2) 災害防疫対策本部は、市町村が実施する防疫活動を指導する。
- (3) また、災害の状況により総合事務所保健所（東部圏域においては鳥取市保健所）に災害防疫現地対策本部を置き、必要な措置を講ずる。
- (4) なお、災害防疫対策本部は、次のものについて、市町村への指示を行う。
 - ア 感染症法第27条第2項の規定による消毒の施行に関する指示
 - イ 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示
 - ウ 感染症法第29条第2項の規定による物件に係る措置に関する指示
 - エ 感染症法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給の指示
 - オ 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示
- (5) 市町村長から応援の要請（所轄総合事務所（東部圏域においては鳥取市保健所）経由）を受けたときは、他の市町村による応援措置を講じ、又は県の防疫組織により直接応援を行う。

（指導、指示、命令、応援の措置等）



※必要に応じて災害防疫対策本部を設置

※必要に応じて災害防疫現地対策本部を設置

3 県の防疫組織運営方法

- (1) 防疫組織の運営は、次の編成によって実施するものとする。

本部分名	班・係名	業務内容	
県災害防疫対策本部（県福祉保健部、生活環境部）	情報連絡班	①災害防疫対策本部の編成並びに統合調整 ②各部局及び関係機関との連絡調整並びに各種報告 ③災害防疫対策経費の経理 ④災害情報の収集と伝達 ⑤予防情報、衛生教育の実施	
	防疫班	給水清掃係	給水並びに清掃活動の実施計画の樹立及び指導
		防疫係	①災害防疫実施状況及び感染症発生状況の把握 ②各種報告例の指導徹底 ③感染症予防対策の実施指導 ④防疫器具の確保 ⑤各種防疫薬剤の需給調整 ⑥予防接種計画の樹立
災害防疫現地対策本部（総合事務所各保健所、環境建築局ほか）	総務記録係	①各係の編成並びに統合調整 ②県災害防疫対策本部及び市町村防疫対策本部との連絡調整 ③災害防疫対策経費の経理 ④災害防疫業務の記録整備	
	情報連絡係	①災害情報の収集と各係への伝達 ②予防対策に関する知識の普及並びに衛生教育の実施 ③災害状況及び防疫活動状況の報告 ④市町村災害防疫諸報告の取りまとめ並びに作成指導	
	資材係	①管内における災害防疫資材の需給調整 ②埋葬についての指導	

防疫係	防疫班	①消毒並びにねずみ族、昆虫等駆除の実施指導 ②感染症予防対策の実施指導 ③感染症患者の入院措置 ④消毒用薬剤器具の所要数量の確保 ⑤食品及び飲料水の衛生指導
	調査班	①災害地の感染症等発生状況調査 ②患者の診断及び入院（発生時の原因究明、感染経路の特定、検体採取、必要に応じ患者の入院措置等）
	給水係	給水実施指導

※災害防疫対策本部を設置しない場合でも、必要に応じて上記役割、業務内容等に準じた対応を行う。

- (2) 総合事務所各保健所（東部圏域においては鳥取市保健所）は、概ね次の方法により感染症等の発生について調査等を実施するものとする。
- ア 感染症患者の発生状況を正確に把握し、下痢、発熱等の有症患者が現に発生している地域、避難所、浸水地域その他衛生条件の悪い地域の住民を優先し、その必要度に応じて順次実施するものとする。
- イ 感染症等発生状況等調査により必要があると認める地域の住民に対して、感染症法第17条及び第45条の規定による健康診断を行う。
- (3) 県は災害時における感染症の予防に関する注意事項、感染症発生状況等について有線放送の活用又は報道機関の活用などにより、速やかに被災地域住民に周知徹底を図るものとする。
- (4) 県は防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図り、市町村長の要請に基づき調達あっせんを行う。
- (5) 県は、災害の発生による感染症患者、又は病原体保有者の多発に備え、被災地域方面の感染症指定医療機関を確保するとともに、その他医療機関の協力体制及び患者移送に関して迅速かつ適切に行う体制の整備を図る。
- (6) 県は、感染症指定医療機関に入院出来ない患者を受け入れるため臨時医療施設を設置した場合、第6部第1章「医療（助産）救護の実施」により、医療従事者を確保するとともに及び所要の体制整備を行う。
- (7) 総合事務所各保健所（東部圏域においては鳥取市保健所）は、管内市町村の被害状況及び防疫活動状況を取りまとめ、県（福祉保健部）へ報告する。

4 市町村における防疫業務

- (1) 物件・場所に係る防疫措置
- ア 知事の指示に基づき、被災地地域及びその周辺の地域について物件に係る防疫措置を実施する。この場合、溝きよ、公園等の公共の場所を中心として感染症予防のための衛生的処理を実施するものとし、被災家屋及びその周辺は住民等において実施するものとする。実施要領は、感染症法施行規則第16条に定めるところにより実施する。
- イ 大規模災害等で住民等が消毒を実施することが困難な場合は、知事の指示に基づき市町村が消毒を実施する。なお、消毒方法は感染症法施行規則第14条及び第16条に定めるところにより実施する。
- ウ 消毒の実施に当たっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認の上、不足分を補い、使用便利のよい場所に配置する。
- (2) 避難所の防疫指導
- 多数の者が避難した避難所は、衛生状態が悪くなりがちで感染症発生の原因となることが多いため、次の事項に重点をおいて防疫活動を実施するものとする。
- ア 感染症等発生状況調査 イ 物件に係る措置の方法、消毒の実施
ウ 集団給食の衛生管理 エ 飲料水の管理 オ その他施設内の衛生管理
- (3) 患者等に対する措置
- ア 被災地において、感染症患者又は病原体保有者の発生が予測されるため、県と連携し県内の感染症指定医療機関等の確保と患者又は保菌者の搬送体制の確立を図り、県が行う入院の勧告又は措置が速やかに実施できるようにする。
- イ 交通途絶等のため感染症指定医療機関に入院させることができないとき又は困難なときは、県と連携し臨時の医療施設を設けて入院させるものとする。
- ウ やむを得ない理由により医療機関に入院させることができない患者に対しては、自宅治療とし、排泄物等の衛生処理について厳重に指導し、必要に応じて治療を行うものとする。
- (4) ねずみ族、昆虫等の駆除
- ア 県の定めた地域内で県の命令に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとし、その実施要領は感染症法施行規則第15条に定めるところによるものとする。
- イ ねずみ族、昆虫等の駆除の実施に当たっては、器材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図る。
- (5) 生活の用に供される水の供給
- 県は防疫上必要があると認める場合には、特定被災地について期間を定めて生活の用に供される水の使用停止の指示を行うが、この場合においてはその期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

第3節 食品衛生対策

1 実施責任者

災害時における食品関係業者及び一般消費者に対する食品衛生に関する指導は、中西部圏域は県が、東部圏域は鳥取市が行うものとする。

2 指導方法

食品衛生監視員の指導により現地指導を徹底的に行い、食中毒等の発生を防止する。主な指導事項は次のとおりである。

- (1) 避難所に対するもの
 - ア 手洗の励行、食器の消毒など一般的注意事項の喚起
 - イ 被災者の手持食品、見舞食品についての衛生指導
- (2) 炊き出し施設に対するもの
 - ア 給食用施設の点検
 - イ 給食に用いる原材料、食品の検査
- (3) 営業施設に対するもの

被災地における営業施設全般の実状を的確に把握するとともに、在庫食品の検査、製造施設の点検等を厳重に行い、不良食品の供給を防止する。

また、浸水、倒壊、焼失など直接被災した営業施設の再開については、食品衛生監視員の検査を受けた後開業するように指導する。

3 業者団体の活用

災害の規模が大きく食品衛生監視員のみでは十分に食中毒予防の指導ができない場合には、状況により食品衛生協会の協力を求め、食品衛生監視員と緊密な連携のもとに食品衛生の指導に当たるものとする。

4 避難所で食中毒が発生した場合の対応

- (1) 避難場所を管轄する保健所は、食中毒の原因等について調査する。
- (2) 食事を提供している施設が原因施設と判明したときは、当該製造者に対し、必要な期間、食事の提供を中止させる。この場合、食糧の調達のため県本部へその旨を通知するとともに、県内又は近県の他の業者に依頼し調達するか、それでも不足する場合は、自衛隊に応援要請する等の措置をとる。
- (3) 食中毒調査が終了し、再発防止措置が取られた後、業務の再開が可能となった場合は、県本部へその旨を通知する。

第4節 家畜防疫

1 実施責任

被災地の家畜防疫は県が行うものとし、家畜保健衛生所を中心に獣医師会、農業共済組合、市町村等の協力を得て、防疫、診療に必要な組織をその都度編成し、次により対処するものとする。

2 家畜の防疫

- (1) 県は家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対して消毒方法、清潔方法又はねずみ属、昆虫等の駆除方法を実施するよう命じて、家畜の伝染性疾患の発生予防に努めるものとする。
- (2) 県は、家畜伝染病予防上必要があると認めるときは、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対し家畜防疫員の検査、注射、薬浴又は投薬を受けさせるよう命じ、伝染性疾患の発生予防に努めるものとする。
- (3) 県又は市町村は、患者が発生したときは、家畜伝染病予防法に基づき、患者の隔離、通行しゃ断、殺処分等の方法により伝染病のまん延防止に努めるものとする。

3 家畜の診療

被災地域で編成した家畜診療班のみで診療を実施することが不可能な場合、又は不適當であると認められる場合には、被災地域外からの診療班の応援を求めるものとし、被災地区の家畜保健衛生所及び県において計画実施に当たるものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 防疫対策の実施

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 物件に係る措置 | (2) 避難所の防疫指導 |
| (3) 患者等に対する措置 | (4) 消毒の実施 |
| (5) ねずみ族、昆虫等の駆除 | (6) 生活用水の使用停止に伴う水の供給 |

2 食品衛生対策の実施

第4章 入浴支援

（県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、災害のため入浴施設を使用できなくなった被災者等のために、仮設入浴設備の供給など入浴設備を提供し、被災した住民の衛生確保を図ることを目的とする。

第2節 実施方法

1 実施機関

公衆浴場（使用可能な公衆浴場をいう。以下同じ。）に対する浴場用水の給水及び仮設入浴設備の供給の実施は、市町村が行う。県は、市町村だけでは入浴対策の実施が困難な場合に、これを支援する。

2 実施の方法

市町村は以下の方法により、入浴支援を行う。

- (1) 自衛隊の災害派遣による入浴支援が可能であるため、必要に応じて県を通じて要請を求めるものとする。
- (2) 鳥取県公衆浴場業生活衛生同業組合との協定に基づく浴場の開放や、社会福祉協議会、観光協会等の業種団体による入浴支援に関するボランティアを派遣するものとする。
- (3) 公衆浴場の浴場用水の給水及び仮設入浴設備の供給は、おおむね次の方法によって行う。
 - ア 浴場用水を被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い取水可能な場所（温泉も含む。）から給水車等により運搬供給する。
 - イ 仮設入浴設備は、必要とする被災地に運搬供給する。

第3節 県における応援計画

市町村から入浴設備及び浴場用水の確保に係る支援要請があったときは、それぞれ次の方法により実施する。

1 仮設入浴設備の供給

- (1) 県は、自衛隊に対して仮設入浴設備の供給を要請する。
- (2) また、県は、あらかじめ保有するリストをもとに、県内レンタル業者に対しユニットバス等の供給可能数量を確認し、供給可能な業者に対し当該入浴設備の運搬・設置を要請する。

2 浴場用水の給水

- (1) 県は、自衛隊に対して入浴支援を要請する。なお、自衛隊が保有する野外入浴セット（貯水タンク 10,000 リットルの場合）による入浴可能人員数は、1日あたり約 1,200 人である。
- (2) 浴場用水が不足する場合は、県又は市町村は、給水車等を所有する機関に要請して給水を確保するとともに、市町村は被災地近傍の公衆浴場及び道路が利用可能な場合にあっては、当該公衆浴場へ避難住民の輸送を行い、入浴を支援する。

3 留意事項

道路が寸断されて輸送が困難な場合は、ヘリコプター等による輸送を検討する。

第4節 広報

公衆浴場の営業状況や仮設入浴設備の設置場所等については、県及び市町村、その他関係機関が連携して住民への広報を実施するものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害時の入浴施設の確保
- 2 浴場用水の給水
- 3 入浴施設に関する住民広報

第5章 動物の管理

(県生活環境部、県農林水産部)

第1節 目的

この計画は、災害時における動物の適切な管理体制を定め、住民の心身の安全及び安定を図ることを目的とする。

本章において、各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ペット

愛玩動物としての飼い主のある動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するもの等、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の適用を受ける動物をいう。

(2) 特定動物

ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるものをいう。

第2節 危険動物等の管理対策

1 実施責任

被災地における特定動物の管理指導や、危険な逸走動物等の収容等は、中西部圏域は県が行い、東部圏域は鳥取市が行う。なお、県と鳥取市は連携し、要請に応じて協力する。

2 特定動物の実態把握

被災地において飼育されていることを把握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育実態を把握するものとする。また、マイクロチップの確認により飼養等許可者を把握するものとする。

3 危険な動物の収容

被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講じるものとする。

4 収容施設の確保

中西部の各総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、仮設収容施設を設置し、これに対処する。

第3節 ペットの管理対策

1 実施責任

被災地及び避難所におけるペットの管理は、飼い主自らが行う、もしくは飼い主同士が助け合い、協力して行うものとする。被災地におけるペットの管理対策は、中西部圏域は県が行い、東部圏域は鳥取市が行う。なお、県と鳥取市は連携し、要請に応じて協力する。

県は、市町村、獣医師会等の協力を得て、ペットの管理指導を行う。

2 ペットの管理指導

保護収容時には、保護個体に挿入されたマイクロチップや装着された首輪等の確認による飼い主の把握・返還に努める。必要に応じ、飼い主に対しペットの健康管理、適正なしつけ、飼い主による家庭動物へのマイクロチップ挿入や首輪等の装着などの飼育方法を指導することにより、人畜への被害発生の防止を図る。また、飼い主が不明の場合には、市町村は、マイクロチップの確認による飼い主の確認及び飼い主を探すための広報活動を行うものとする。

3 ペットの引き取り

被災者がやむを得ず犬猫を継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該犬猫を譲渡する等、新たに飼養者を見いだすことができない場合には、被災者からの求めにより、当該犬猫を引き取り、収容するものとする。収容後の犬猫の取り扱いは、平時の取り扱いに準じて行う。

4 収容施設の確保

引き取ったペットは中西部の各総合事務所の犬管理所に収容するが、収容能力を超える場合は、仮設収容施設を設置し、これに対処する。

5 避難に伴うペット対策

避難所や応急仮設住宅への避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、概ね次により行う。

(1) 市町村は、当該避難所等におけるペット飼育場所の確保及び受入体制の整備に努める。(事前に県担当部局や施設管理者等と調整をしておくことが望ましい。) また、市町村は、県とも連携の上、地域の飼育状況を勘案した飼養にあたってのルールづくり、適正な飼養に関する飼い主に対する指導や支援に努める。

(2) 飼い主との同行避難が困難なペットが多数生じる場合には、県は必要に応じて市町村に協力を要請して仮設収容施設を整備する。

また、県(生活環境部)は、物資や義援金等の支援を受けられるようペット災害支援協議会に対し、応援要請を行う。

また、第10部第2章「ボランティアとの協働」により支援を受けるための手配等を行う。

- (3) 県（生活環境部）は、災害の規模や被災状況を勘案し、ペット災害支援協議会の協力を受けて、獣医師会、動物関係団体等と共に現地本部を設置し、以後は現地本部が中心となって被災動物の保護及び救護活動に当る。
- (4) 県（生活環境部）は、ペット災害支援協議会等の協力を受けて、ペットフード、ケージ、衛生処理袋等の調達に努める。

また、使用済みの衛生処理袋については、市町村に処理を依頼する。

6 その他

業として取り扱っている動物については、特定動物であって公益上の対策の必要性がある場合を除き、原則として特段の応急対策を講じないものとする。（各々の業者自らが対応することを原則とする。）

第4節 死亡獣畜の処理

災害時における死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）の処理について、平時の処理によりがたい場合には以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 死亡獣畜を化製場、死亡獣畜取扱場以外で処理する場合は、所有者が所轄市町村の許可を受けて行うものとする。
- (2) 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することができないときは、市町村が実施するものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 避難所でのペット受入れ体制の整備、ペット飼育の管理マニュアル等の作成

第6章 建築物等における石綿飛散等防止対策

（県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、地震等の発生時における建築物等からの石綿飛散等による住民や作業従事者へのばく露を防ぐため、その被災状況等を把握し、応急対策を図ることを目的とする。

なお、本章で用いる建築物等及び石綿の定義等は「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成29年9月 環境省 水・大気環境局大気環境課。以下「マニュアル」という。）を参考にする。

第2節 初動対応者等への注意喚起

県は、関係機関と協力し、周辺住民に対し石綿を含む粉じんのばく露の危険性についてホームページやチラシ等で広く注意喚起するとともに、救護活動や建材撤去等の作業従事者に対して、防じんマスクの着用の徹底を呼びかける。

第3節 被災建築物等における石綿露出状況の把握と応急対策等

1 被災状況等の把握

県は、被災した建築物等について、石綿の露出や飛散の恐れがあるため、アスベスト台帳及び応急危険度判定結果等を参考に建築物等の被災状況及び石綿（特に吹付石綿）の露出状況等を把握する。

2 飛散・ばく露の防止対策等

（1）県は、1で把握した被災建築物等について、石綿が露出及び周辺への飛散等の可能性がある場合は、ビニールシート等による養生や散水・薬液散布により飛散防止を図り、立入禁止等の措置を所有者又は管理者に要請する。

なお、所有者等が所在不明で連絡が取れない場合であって、緊急の対応が必要と判断される場合は、関係自治体が立入禁止等の応急措置を実施する。

（2）県は、関係機関と協力し、周辺住民に対し石綿を含む粉じんのばく露の危険性についてホームページやチラシ等で広く注意喚起するとともに、救護活動や建材撤去等の作業従事者に対して、防じんマスクの着用の徹底を呼びかける。

第4節 環境モニタリングの実施

県は、被災建築物等の解体等処理に伴う石綿飛散によるばく露が懸念される場合、必要に応じ大気中のアスベスト濃度のモニタリングを実施する。

測定地点の選定にあたっては、マニュアルを参考に建築物等の被災や災害状況等を勘案して定めるものとする。

